

御所

2015

12

No.901



放たれた矢の、その先に。(吉祥草寺)

神聖な祭祀の前に穢れを祓う儀式のひとつ、「法弓の儀」これらの前作法ののち、護摩壇に点火、採燈大護摩供養が行われます。



誇夢



御所市長
ひがしがわ
東川 裕
ゆたか

■ご意見・お問い合わせ
秘書課 秘書係
☎62-3001 (内線205)

☐ <http://gose.seesaa.net/>

東京プロモーション

東京日本橋にある奈良県の特産品販売・観光情報拠点「奈良まほろば館」で御所市のPRイベントが開催され、連日多くの来場者で賑わいました。御所市役所から、教育委員会事務局文化財課長が講師となり、葛城氏にまつわる講演会を4回にわたって開催しました。1回70人の定員でしたが、各回とも「満員御礼」。受講者のうち約半数の人が「御所市を訪れたことがある」ということで、東京での御所市ファンの多さに驚かされました。



御所市のPRビデオも上映し、みなさん熱心に見入っておられました。また、御所産の柿やお米、和菓子等の販売も行い、特に葛城山麓で

収穫されたお米で作ったおにぎりの試食は好評で、みなさん口をそろえて「おいしい」と言ってくださいます。御所市出身の人や御所市に縁のある人も数多くお越しください、改めて御所市の魅力を感じていただけたようです。

こういった各種の観光プロモーション等を活用して、御所市を訪れていただくきっかけづくりや御所市の物産の消費拡大をめざし、今後も継続して御所市をしっかりとPRしたいと思います。

◆ ◆ ◆
文部科学省の前川審議官にお会いしてきました。以前にもご紹介しましたが、前川審議官は御所市のご出身で、これから御所市が進めようとしている小学校、中学校の統廃合にも、心強いご理解とご協力をいただいています。今回は、将来、統廃合を実施する時の財源確保についてのお願いをしてきました。統廃合によ

る学校建設にも国の補助制度がありますが、しっかりとそれを確保していただくこと、また、それ以外のさまざまな費用についてもご配慮いただけるようお願いしました。

御所市では急激な少子化が進んでいます。これは今後、日本中の自治体が抱える問題でもあり、住宅問題と並んで、学校のオーバーストックも大きな課題になってくると考えています。

これを決して文部科学省だけの問題としてではなく、総務省や内閣府等、他の省庁とも連携しながら対応していただくようお願いしました。前川審議官からは、今後の教育環境を考えるうえで、就学前の幼稚園、保育所全体の質を向上させることの重要性や、小学校と中学校の先生の連携等が大切になってくるとのご教示をいただきました。

(市長ブログから抜粋・一部改変、加筆等により構成)

市の動向

【平成27年10月31日現在】

市の人口 27543人(−43人)
男性 12934人(−29人)
女性 14609人(−14人)
世帯数 12139戸(−8戸)
* () 内は前月比

◆ 今月の紙面 ◆

38	36	31	26	25	24	23	22	19	18	10	8	4	3	2
	37	35	30					21		17	9	7		
御所市功労者・選奨者表彰														
年末年始の休業ほか														
お知らせ														
けんこう														
くらし														
図書館へようこそ														
子育て支援センターこひつじほか														
ふるさと御所 文芸探訪														
まちのフォトニュース														
御所のむかしむかし														
平成28年度市県民税の主な改正点についてほか														
ふるさとこせ応援寄附金														
人事行政の運営状況														
人権センターだより														
誇夢(市長室から)														



人権センターだより



12月10日は「人権デー」

12月4日～10日は「人権週間」

国際連合は、昭和23（1948）年の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、第5回総会において、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定めるとともに、加盟国等にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

人権問題講演会（申込不要）

戦後70年の節目を迎え、広島から被爆体験証言者を御所市にお招きし、その体験を語っていただきます。証言者が高齢となり、今回の機会を逃すと二度とお聞きすることができないかもしれません。

ぜひ体験者の生の声を聞き、あらためて戦争の悲惨さや平和の大切さについて考えてみましょう。みなさんのご参加をお待ちしています。



- ◆日時 12月5日(土) 13時30分～
- ◆場所 御所市文化ホール（アザレアホール内）
- ◆内容 被爆体験講話「命って不思議な宝」
〈講師〉（公財）広島平和文化センター 被爆体験証言者
鳥越 不二夫 さん

12月3日(木)は「特設人権相談（相談無料）」

悩みをひとりで抱え込んでいては、解決策がなかなか見つけにくいものです。
勇気を出して「人権相談」に来てみませんか？

御所市では、12月3日(木)を「特設人権相談」と設定し、法務大臣から委嘱を受けた8人の人権擁護委員が、充実した体制で相談に応じます。

人権相談は、毎月第1・3
木曜日に実施しています。

- ◆日時 12月3日(木) 13時～16時
 - ◆場所 人権センター（柏原235）
- ※人権相談は12月17日(木)にも実施します（25ページ）。

中学生人権作文表彰式と人権を考えるつどい in 三郷

- ◆日時 12月6日(日) 12時30分～15時10分（開場12時）
- ◆場所 三郷町文化センター（三郷町勢野西1の2の2）
- ◆内容 ○全国中学生人権作文コンテスト奈良県大会表彰式
○一日人権擁護委員「宮川春菜さん」によるギター演奏
○三郷町立三郷中学校吹奏楽部による演奏
- ◆申し込み 不要
- ◆その他 未就学児の入場可

◆問い合わせ先 奈良地方法務局人権擁護課 電話 0742-23-5457

●主催 奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会（奈良地方法務局・奈良県人権擁護委員連合会・奈良県）



1 職員の給与の状況

■総括

(1) 歳出に占める人件費の状況〔普通会計決算〕

年 度	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出(千円) A	実質収支 (千円)	人件費(千円) B	人件費率 (B/A)	(参考)25年度 の人件費率
平成26年度	27,979人	14,265,496	570,373	2,369,385	16.6%	14.8%

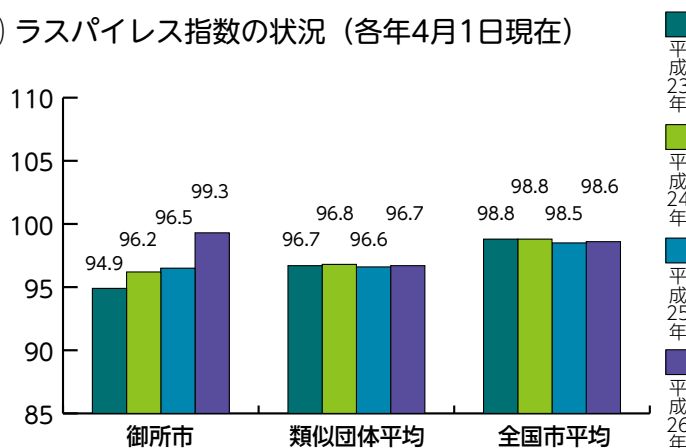
(注) 人件費には、特別職に支給する給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況〔普通会計決算〕

年 度	職員数 A	給 与 費 (千円)				1人あたり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	277人	1,056,557	217,484	404,490	1,678,531	6,060千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注)

- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 平成24年および平成25年は、国家公務員の平成24年度から2年間の時限的な給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、「3年前に比べ1ポイント以上上昇している」理由について…

平成16年4月1日に行っていた給料の3%減額措置が平成26年3月31日で終了し、平成26年4月1日から給与条例の本則による給料月額となったためです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直しに取り組むこととされています。

①給料表の見直し〔実施済〕(平成27年4月1日改定)

国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引き下げを行った国家公務員の俸給表に準じて引き下げを行った(若年層については据え置き、高齢層については最大4%程度の引き下げ)。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しています。

②地域手当の見直し(前年までと支給基準の変更なし)

国基準3%に対し、御所市においても3%を支給しています。

《参考》	平成26年度 支給割合	見直し後の支給割合 (平成30年4月1日)	平成27年度 支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%
御所市の支給割合	3%	3%	3%

③その他の見直し内容〔実施済〕(平成27年4月1日実施)

管理職員特別勤務手当について、国に準じて、管理職員の災害への対応等の臨時・緊急時における週休日等以外の深夜の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲の額を支給するように、見直しを実施しています。

- 普通会計とは、国民健康保険事業等の事業会計及び水道事業等の企業会計を除いたものをいいます。
- 一般行政職には、特別職、税務職、福祉職、企業職、技能労務職、教育職などは除いています。

■職員の初任給等の状況、
平均給与月額(1) 職員の初任給の状況
(平成27年4月1日現在)

区 分		御所市	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円
	高校卒	146,500円	142,100円

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
御所市	41.7歳	322,400円	359,200円
国	43.5歳	334,283円	408,996円

②技能労務職員

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
御所市	45.4歳	334,700円	362,000円

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
御所市	55.4歳	413,500円	475,300円

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と比較のため国家公務員と同じベースに合わせた職員手当（扶養手当、住居手当、地域手当、管理職手当）の合計額の平均です。

■一般行政職給料表の状況

（平成27年4月1日現在）

区分	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	137,600円	244,900円
2級	187,700円	301,900円
3級	223,900円	347,700円
4級	258,300円	378,700円
5級	285,000円	390,700円
6級	315,800円	407,900円
7級	360,100円	442,600円
8級	405,800円	466,300円

(注) 現在は、1級から7級までの運用としています。

■級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	30人	16.2%
2級	相当の知識または経験を必要とする業務を行う職務	12人	6.5%
3級	主査の職務	38人	20.6%
4級	係長、主任及び困難な業務を処理する主査の職務	55人	29.7%
5級	課長補佐の職務	11人	5.9%
6級	課長の職務	30人	16.2%
7級	部長の職務	9人	4.9%
8級	部長の職務	0人	0.0%
合計		185人	100%

(注) 1 御所市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

■職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成26年度）

御 所 市	国
1人あたり平均支給額 1,482千円	—
[支給割合] 期末手当 2.60月分〈1.45月分〉 勤勉手当 1.50月分〈0.70月分〉	[支給割合] 期末手当 2.60月分〈1.45月分〉 勤勉手当 1.50月分〈0.70月分〉
[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算5～20%	[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算5～20% ●管理職加算有り

(注) 支給割合のへ内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

御 所 市			国		
[支給率]	自己都合	応募認定・定年	[支給率]	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.58250月分	勤続25年	29.145月分	34.58250月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.590月分	49.59月分	最高限度額	49.590月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2～45%加算)	
1人あたり平均支給額	5,429千円	24,129千円			

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

区 分	内 容
支給率 [国の制度の支給率]	3% [3%]
支給対象職員数	275人
支給対象地域	市内一円
支給実績(平成26年度普通会計決算)	34,331千円
支給職員1人あたり平均支給年額 (平成26年度普通会計決算)	124,387円

(4) 特殊勤務手当

平成16年度から段階的に縮小し、平成18年度からすべて廃止しています。

(5) 時間外勤務手当（普通会計決算）

区 分		内 容
平成26年度	支給実績	83,001千円
	職員1人あたり平均支給年額	298千円
平成25年度	支給実績	72,404千円
	職員1人あたり平均支給年額	269千円

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内 容	国の制度 との異同	国の制度の 市と異なる内容	支給実績	支給職員1人あたり 平均支給年額
				(平成26年度普通会計決算)	
扶 養 手 当	配偶者：13,000円。配偶者以外の扶養親族：6,500円。(配偶者がいない場合は1人目11,000円。) 満16歳の年度初め～満22歳の年度末までの子は1人につき5,000円加算。	同じ	なし	31,546千円	225,328円
住 居 手 当	借家・借間：最高限度額27,000円	同じ	なし	12,339千円	262,531円
通 勤 手 当	交通機関利用者：全額支給限度額55,000円 交通用具使用者：2km以上5kmごとに13段階の区分 (最高支給額31,600円)	同じ	なし	18,161千円	74,736円
管理職手当	管理及び監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき、給料月額9/100～25/100	異なる	内部部局等の課長補佐以上の職員について俸給月額の8/100～25/100	35,578千円	624,175円
宿日直手当	正規の勤務時間以外に本来の勤務に従事しないで行う庁舎・設備・備品・書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務：1回につき4,200円	同じ	なし	1,524千円	8,860円

■特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給料月額等	期 末 手 当	市長・副市長・教育長・議長・副議長・議員 6月期 1.475月分 12月期 1.625月分 計 3.10月分	
給 料	市 長	784,000円	退 職 手 当	【算定方法】 市 長 給料月額×在職月数×54/100 副市長 給料月額×在職月数×31.5/100 教育長 給料月額×在職月数×27/100	【支給時期】 任期が満了したとき、もしくは退職または死亡したとき
	副市長	640,000円			
	教育長	552,000円			
報 酬	議 長	460,000円			
	副議長	420,000円			
	議 員	390,000円			

(注)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）により、教育長の身分が一般職から特別職になりました。

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

		職員数（人）		対前年 増減数	主な 増減理由
		平成26年	平成27年		
一般行政部門	議 会	4	4	0	【増員】新規採用者7人。 【減員】定年退職者2人、早期希望退職者1人、普通退職者4人、および教育長の身分が一般職から特別職になったことによる1人。
	総 務	65	64	-1	
	税 務	18	18	0	
	民 生	79	81	2	
	衛 生	47	47	0	
	農林水産	7	7	0	
	商 工	7	7	0	
	土 木	22	23	1	
部門行政別	小 計	249	251	2	
	教 育	28	24	-4	
会計等 公営企業 部門	小 計	28	24	-4	
	水 道	16	16	0	
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	16	17	1	
合 計		314 [400]	313 [400]	-1 [0]	

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）

年齢区分	職員数
20歳未満	1人
20歳～23歳	8人
24歳～27歳	32人
28歳～31歳	22人
32歳～35歳	13人
36歳～39歳	21人
40歳～43歳	55人
44歳～47歳	52人
48歳～51歳	41人
52歳～55歳	49人
56歳～59歳	19人
60歳以上	0人
合 計	313人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。
2 部門別職員数は定員管理調査における職員数であり、一般行政職等の職種区分とは異なります。
3 [] 内は、条例定数の合計です。

(3) 職員数の推移

△はマイナスを表します。

年 度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	過去5年間の増減数と率	
一 般 行 政 部 門	256人	243人	241人	239人	249人	251人	△5人	△1.95%
教 育 部 門	26人	31人	28人	29人	28人	24人	△2人	△7.69%
普 通 会 計 計	282人	274人	269人	268人	277人	275人	△7人	△2.48%
公営企業等会計計	40人	40人	37人	36人	37人	38人	△2人	△5.00%
総 合 計	322人	314人	306人	304人	314人	313人	△9人	△2.80%

(注) 各年4月1日現在における定員管理調査の部門別職員数です。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要（平成27年4月1日現在）

一部の施設等を除き、月曜日～金曜日（休日・祝日を除く）の勤務で、8時30分～17時15分の勤務時間のうち60分の休憩時間（12時～13時）があります。

(2) 職員の休暇等について

休暇の種類	休暇の内容	付与日数
年次有給休暇	労働基準法の規定による	1年に20日
病 気 休 暇	負傷または疾病のため療養する場合	90日
特 別 休 暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故、その他の特別の場合	休暇ごとに定められた日
介 護 休 暇	負傷、疾病または老齢により日常生活に支障がある家族等を介護する場合	6月
組 合 休 暇	登録された職員団体の構成員として当該機関の業務に従事する場合	1年に30日

4 分限及び懲戒処分の状況

- 分限処分とは、心身の故障などにより職務を果たせない場合、公務能率の維持を図るために行う処分です。
- 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合に、道義的責任を迫及して行う処分です。

（平成26年度）

処分の種類	処分者数	処分理由
分 限 処 分	2人	病気休職
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人

5 服務の状況

地方公務員法第30条を服務の根本基準として、次のような職員の服務の基本原則が義務付けられています。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ②信用失墜行為の禁止 ③秘密を守る義務 ④職務に専念する義務
⑤政治的行為の制限 ⑥争議行為等の禁止 ⑦営利企業等の従事制限

6 職員の研修実施状況

社会情勢の変化による行政需要に対応し、市民に信頼される職員を育成するため、個々の職員の資質向上や能力開発を図ることを目的とした職員研修を実施しています。

区 分	研 修 名（平成26年度）
一 般 研 修	新規採用・中堅・係長級・課長補佐級・課長級職員研修、人権問題研修、葛城広域圏合同職員研修等
専 門 研 修	建築技術、契約事務、税務職員、簿記、法務、カウンセリング、プレゼンテーション、滞納整理実務、文書作成力向上、政策形成、ディベート能力養成、女性職員エンパワー、アカウンタビリティ、地方公会計の基礎実務、パソコン、図解表現の技術、ハーバード流交渉術、土木技術、対人関係力向上、補助事業執行事務、クレーム対応、情報発信能力向上
派 遣 研 修	全国市町村国際文化研修所、市町村職員中央研修所

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況

職員とその家族の生活あるいは身分を安定させ、職員が安心して職務に専念することにより、公務の能率を増進させることを目的に、各種健康診断や予防接種を実施しています。

また、職員は奈良県市町村職員共済組合に加入し、短期給付事業（医療給付等）、長期給付事業（年金給付等）、福祉事業（健康診査、貸付等）を行っています。

(2) 公平委員会の状況

平成26年度における、公平委員会に対する職員の勤務条件に関する措置の要求及び不服申立ての状況は下表のとおりです。

業務の種類	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

御所市の人事行政の運営状況をお知らせします。

◆問い合わせ先 人事課 ☎62-3001（内線212）

ふるさと「せ」応援寄附金

（ふるさと納税）

ふるさと「御所」の応援に

みなさんの力をお貸しください！



「ふるさと納税」制度は、自分が「ふるさと」と思う地方公共団体（都道府県や市区町村）に寄附すると、2千円を超える部分について、一定の限度まで、所得税と住所地の住民税が軽減される制度のことです。2千円の自己負担はありますが、ふるさとへはそれ以上の寄附をすることができますので、市外にお住まいのご家族や親類、友人・知人にもこの制度をPRしていただき、ふるさと「御所」を応援していただけるよう、ご協力をお願いします。

なお、平成26年度（平成26年4月～平成27年3月末）

には、合計109件、1千248万5千円のご寄附をいただきました。市内外のみなさんからの温かいご支援をいただき、本当にありがとうございました。いただきましたご寄附につきましては、財政健全化に、教育・文化・スポーツの振興に、保健・医療・福祉の充実等に、活用させていただいています。

- （郵便料は寄附をする人のご負担となります。）
- ④現金を税務課へご持参
 - ⑤寄附金の使い道を指定して寄附をすることができますか？
 - ①財政健全化
 - ②教育・文化・スポーツの振興
 - ③保健・福祉・医療の充実
 - ④市長におまかせ
- 以上の中から指定していただくことになります。

ふるさと納税Q&A

①「ふるさと納税」とは、ふるさとへ税金を納めることですか？

「納税」と言っていますが、税金ではなく「寄附」になります。

住民税は1月1日現在お住まいの市区町村に納めるのが原則ですが、納税者が御所に寄附をすることで、住所地に納める住民税が軽減され、結果的に住民税の一部を御所に納税することと同じようなイメージになるため、「ふるさと納税」と呼ばれています。

②「ふるさと」とは、出身地や過去の住所地のことですか？

この制度では、みなさんが「応援したい」と思うところが「ふるさと」です。

つまり、全国どこの市区町村または都道府県でも自由に選ぶことができます。

③御所に住んでいて、御所に寄附しても「ふるさと納税」になりますか？

御所市にお住まいの人が御所市に寄附をしても「ふるさと納税」であり、税控除の適用を受けることができます。

なお、市民の人がこの制度を利用して御所に寄附をしていただくと、御所市にとっては、税の軽減により市の住民税が減る分よりも、寄附によって増える収入の方がはるかに大きくなりますので、ぜひご協力をお願いします。

④御所市へ「ふるさと納税」

するには、どのようにすればいいのですか？

まず、「ふるさと」ごせ応援寄附金申込書」を郵便・ファックス、Eメールあるいは持参等により、税務課へ提出してください。（申込書は御所市ホームページからダウンロードできます。）

《寄附金の納入方法》

①御所市指定・収納代理金融機関からの振込み

（振込手数料は不要です。）

*市からお送りする納付書をお使いくください。

◎指定金融機関（南都銀行）

◎収納代理金融機関（三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、大和信用金庫、奈良県農協、近畿大阪銀行、近畿労働金庫）

②ゆうちょ銀行・郵便局からの振込み

（振込手数料は不要です。）

*市からお送りする納付書をお使いくください。

③現金書留での払い込み

（郵便料は寄附をする人のご負担となります。）

④現金を税務課へご持参

⑤寄附金の使い道を指定して寄附をすることができますか？

できます。御所市では、

①財政健全化

②教育・文化・スポーツの振興

③保健・福祉・医療の充実

④市長におまかせ

以上の中から指定していただくことになります。

《平成26年度希望使途別集計》

※希望使途は複数選択も可能

①財政健全化（4件 9万5千円）

②教育・文化・スポーツの振興（7件 40万5千円）

③保健・福祉・医療の充実（9件 198万5千円）

④市長におまかせ（91件 1千万円）

一般的に税金は使い道を指定して納税できませんが、「ふるさと納税」は、御所市のまちづくりの中で応援したい事業など、あらかじめ使い道を指定できます。

⑥寄附金の額は、いくらでもよいのですか？

いくらでも結構ですが、寄附金控除の適用下限額が2千円ですので、2千円以下の寄附は税の控除を受けることができません。また、

住民税の所得割額のおおむね2割が税額控除の上限となります。

♣1暦年で1万円以上のご寄附をいただいた人には、「かもきみの湯」無料利用券と「水平社博物館」招待券を各4枚進呈させていただきます。

⑦「ふるさと納税」をする、どのくらい税金が控除されるのですか？

寄附金のうち2千円を超える部分について、住民税所得割額のおおむね2割を上限として、住民税と所得税から全額控除されます。

（例）サラリーマンで給与収入70万円、妻と子ども2人を扶養している人が、御所市に3万円寄附した場合、住民税と所得税から2万8千円（3万円－2千円）が控除され、最終的な自己負担額は2千円になります。

⑧控除されたお金はいつ戻ってきますか？

ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象でない人およびふるさと納税ワンストップ特例を申請しない人については、1月～12月に行ったふるさと納税についての確定申告を、翌年の2月～3月に行う必要があります。

確定申告を行うと、ふるさと納税を行った年の所得税からの控除（還付）と、ふるさと納税を行った翌年度の住民税からの控除（住民税の減額）が受けられます。

また、ふるさと納税ワンストップ特例が適用される人は、確定申告を行う必要はありません。この場合は、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全

額が、ふるさと納税を行った翌年度の住民税の減額という形で控除されます。

⑨ 確定申告を行う必要がありますか？

原則として、寄附金控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。

なお、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合

合、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる特例的な仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することができます。

ただし、適用を受けられるのは、確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合等に限られます。

⑩ 確定申告をしない場合は、どうしたらいいのですか？

寄附をした年の翌年1月1日現在の住所地の市区町村で住民税の申告を行えば、住民税の控除を受けることができます。ただし、この場合、所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。

【寄附金に対する税額控除の計算方法】（確定申告）

地方公共団体（都道府県や市区町村）に対する寄附のうち、2千円を超える部分が「控除対象額」となり、「その年分の所得税」と「翌年度分の個人住民税」から一定の金額が軽減されます。

(1) 所得税に係る部分…〈所得控除方式〉（その年分の所得税が軽減される）

- ① 〔寄附金－2千円〕が所得から控除された後、所得税率を掛けて算出した税額
- ② ①の算出税額×0.021《2.1%》（※1）を掛けて算出した税額

▶以上①と②の合計額が控除されます。

(2) 個人住民税に係る部分…〈税額控除方式〉（翌年度の個人住民税が軽減される）

- ③ 基本控除〔寄附金－2千円〕×10%
- ④ 特例控除（翌年度の個人住民税所得割額の2割が限度）
〔寄附金－2千円〕×〔90%－〔所得税率〕×（1+0.021（※1））〕

▶以上③と④の合計額が控除されます。

※1 0.021《2.1%》は、復興特別所得税率【平成25年1月1日施行】。

【具体例】給与収入700万円で妻と子ども2人を扶養しているケース

（所得税の税率10% 個人住民税所得割額30万円）

☆ふるさと納税で3万円を寄附した場合…所得税と個人住民税を合わせて2万8千円（3万円－2千円）が軽減され、最終的な自己負担額は2千円になります。

寄附金額 30,000円	
寄附金控除対象 28,000円	
※2,000円は寄附する人の負担になります。	
控除対象外 2,000円	① ② ③ ④
	所得税の税額軽減 2,859円 (1)
個人住民税の税額控除 25,141円 (2)	
※寄附した年分の所得税と翌年度の個人住民税を合わせて28,000円が控除されます。	

(1) 所得税の税額軽減＜下記①＋②＝2,859円＞

① 28,000円×所得税率10%＝2,800円 ② 2,800円×復興特別所得税率2.1%＝59円

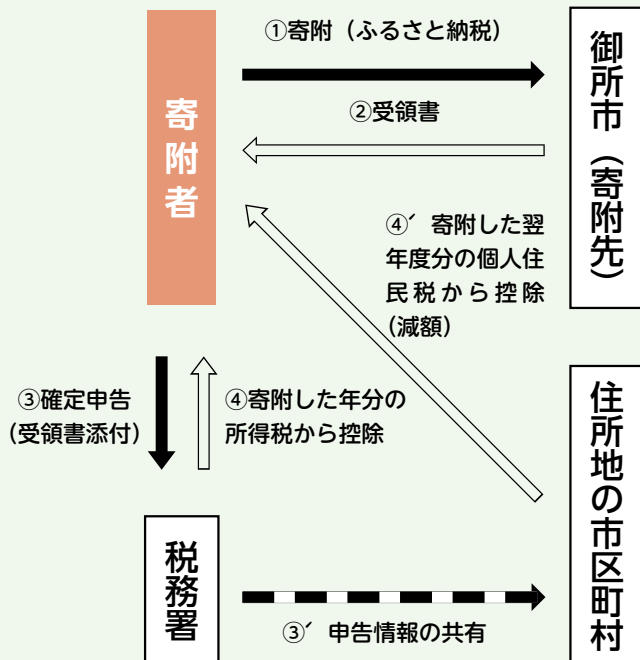
(2) 個人住民税の税額控除＜下記③＋④＝25,141円＞

③ 個人住民税の基本控除 28,000円×住民税率10%＝2,800円

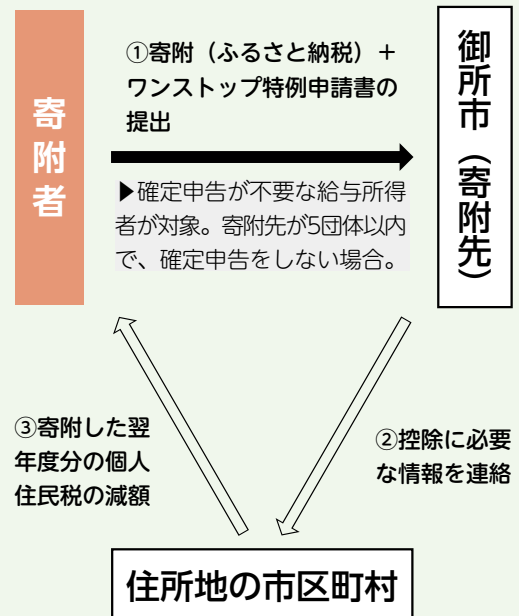
④ 個人住民税の特例控除 28,000円×〔90%－所得税率10%×（1+0.021）〕＝22,341円
〔個人住民税所得割額の2割（300,000円×0.2＝60,000円）以下のため、22,341円控除〕

【寄附金控除を受けるには】

確定申告により寄附金控除を受ける場合



「ふるさと納税ワンストップ特例制度」利用により寄附金控除を受ける場合



平成28年度 市県民税（個人住民税）の主な改正点について

■問い合わせ先 税務課 市民税係 ☎内線546

●市県民税（個人住民税）における「公的年金」からの特別徴収（天引き）制度の見直し●

平成28年10月以後に実施する「公的年金」からの特別徴収から、次の見直しが行われます。

①仮徴収額の算出方法の見直し《平準化》

現行の算出方法では、当該年度の年税額が前年度の年税額から大きく変動すると、仮徴収税額（4月・6月・8月）と本徴収税額（10月・12月・翌2月）に差が生じ、それが解消しませんでした。今回の見直しでは、その差を小さくするため《平準化》、仮徴収税額の算出方法が、「前年度の本徴収税額」から「前年度の年税額の1/2（に相当する額）」に変更されます。

なお、この改正は、仮徴収税額の算出方法の見直しを行うものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現行	前年度の本徴収税額÷3〔＝前年度2月の徴収額〕 ※3回（4月・6月・8月）			（当該年度の年税額－仮徴収税額）÷3 ※3回（10月・12月・2月）		
改正	（前年度の年税額×1/2）÷3 ※3回（4月・6月・8月）			（当該年度の年税額－仮徴収税額）÷3 ※3回（10月・12月・2月）		

【算出例】 前年度の年税額…24,000円、前年度の本徴収税額…6,000円、当該年度の年税額が30,000円の場合。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現行	2,000円	2,000円	2,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	[前年度の本徴収税額6,000円] ÷ 3			(当該年度の年税額30,000円		
	[＝前年度2月の徴収額]			－仮徴収税額6,000円) ÷ 3		
	※3回 (4月・6月・8月)			※3回 (10月・12月・2月)		
	年税額 30,000円					



仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
4,000円	4,000円	4,000円	6,000円	6,000円	6,000円
改正	（[前年度の年税額24,000円] × 1/2） ÷ 3 ※3回（4月・6月・8月）		（当該年度の年税額30,000円 －仮徴収税額12,000円） ÷ 3 ※3回（10月・12月・2月）		
	年税額 30,000円				

②転出・税額変更があった場合の特別徴収継続

公的年金からの特別徴収（天引き）対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収税額に変更が生じた場合、現行では特別徴収を中止し、普通徴収（納付書での納付）に切り替わっていましたが、一定の要件下では特別徴収が継続されるようになります。

○他市町村への転出と特別徴収の継続…転出日の属する年度中は、特別徴収が継続されます。

○特別徴収税額に変更があった場合の特別徴収の継続…市町村が年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に税額変更が生じた場合でも、12月・2月の本徴収に限り徴収税額を変更し、特別徴収を継続します。

●「ふるさと納税」制度にかかる改正●

①特例控除限度額の拡充（平成27年1月1日以降の寄附金が対象）

都道府県および市区町村に対して行った「ふるさと納税」による特例控除限度額が、住民税所得割額の10%から20%に拡充されました。

②ふるさと納税に係る申告手続きの簡素化（平成27年4月1日以降の寄附金が対象）

確定申告が不要の給与所得者等が「ふるさと納税」を行った場合の手続き簡素化のため、確定申告を行わなくても「ふるさと納税」にかかる寄附金控除が適用されるしくみ「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の適用には以下の条件を満たし、「ふるさと納税」を行う際に各自治体へ特例適用の申請書を提出する必要があります。

【適用条件】

①確定申告および市県民税申告を行う必要のない人（給与所得者等）

※ただし、年収2,000万円以上の人など確定申告が必要な場合や、医療費控除などで確定申告（市県民税申告）を行う場合は対象外。

②「ふるさと納税」の寄附先自治体が5か所以下の人

※特例適用の申請書を提出していても、6か所以上の自治体に「ふるさと納税」をした場合は、特例は適用されません。

③平成27年4月1日以降の寄附であること

※平成27年1月1日から3月31日の間に「ふるさと納税」をしている人は、4月1日以降分を含めて、確定申告（市県民税申告）を行う必要があります。

市役所に来られるみなさんへ

身体障がい者用 駐車場

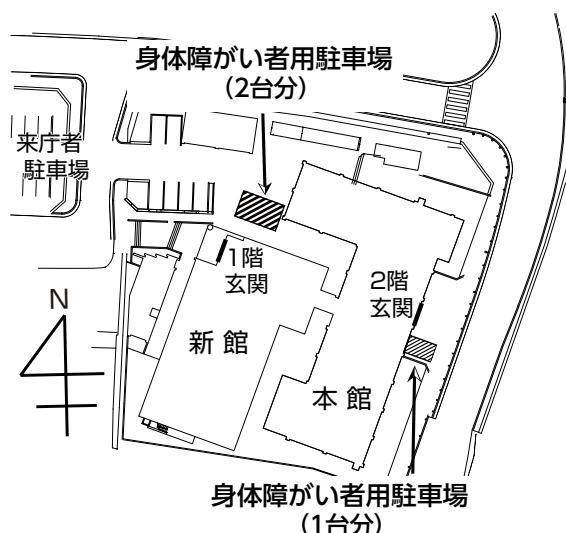
への一般の人の駐車はご遠慮ください。

身体障がい者用駐車場は、身体の不自由な人や車椅子の人の専用スペースです。

一般の人の駐車はご遠慮ください。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先 管財課 管財係 ☎内線234



御所市（水道局含む）発注 「物品購入及び業務委託等」 「建設工事及び測量・建設コンサルタント」 入札参加資格申請（指名願） （平成28年度・29年度有効）について

■問い合わせ先 管財課 入札係 ☎内線332

御所市（水道局含む）が発注する「物品購入及び業務委託等」「建設工事及び測量・建設コンサルタント」に係る競争入札等参加資格審査申請の受付を実施します。

御所市（水道局含む）との取引を希望する人（業者）は受付期間内に申請書類を提出してください。

平成27年度に登録のある人（業者）についても、有効期限が平成28年6月末で終了しますので、今回の申請が必要です。

■申請受付期間〔土日祝日を除く〕

●「物品購入及び業務委託等」

平成28年1月12日(火)～ 22日(金)

●「建設工事及び測量・建設コンサルタント」

平成28年2月5日(金)～ 19日(金)

■申請要項交付 御所市ホームページに12月18日(金)に掲載予定（ダウンロードは無料）。

🌐 <http://www.city.gose.nara.jp/>

なお、管財課（市役所 新館2階）でも12月18日(金)以降、直接交付できます。（手数料300円が必要）

■その他 詳細は「広報御所」平成28年1月号に掲載。

平成28年度 固定資産税（償却資産）の申告時期です

固定資産税は土地や家屋の所有者に課税されますが、土地や家屋以外で法人や個人が事業のため所有している償却資産についても課税の対象となり、その所有者に課税されます。

こうした償却資産を所有している法人及び個人は、資産の多少、移動の有無にかかわらず、地方税法第383条の規定によって、毎年1月1日現在に所有する資産を申告していただくことになっています。

◎申告が必要な法人及び個人

平成28年1月1日現在において償却資産を所有している法人及び個人

◎申告の方法及び提出書類

(1)前年度に申告している場合

平成27年1月2日～平成28年1月1日の間に増加または減少した資産について申告してください。（増減のない場合も申告してください。）

(2)初めて申告する場合

平成28年1月1日現在において所有している全資産を申告してください。

(3)該当する資産のない場合

休業・廃業・解散等の場合でも、その旨を申告書に記載し、押印のうえ提出してください。

◎申告の提出期限 平成28年2月1日(月)

☆該当資産がある法人及び個人で、申告書がお手元にならない場合等、詳しくは税務課資産税係へお問い合わせください。

☆御所市ホームページから、償却資産申告書（第26号様式）及び種類別明細書の様子をダウンロードできます。

🌐 <http://www.city.gose.nara.jp/gyousei/zeimu/index.html>

* * 償却資産とは？ * *

固定資産税という償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（これらに類する資産で法人税または所得税を課されないものが所有するものを含む）をいいます。

ただし、特許権、営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の課税客体は除かれ、内容としては下表の6種類に区分されます。

第1種〈構築物〉	舗装路面、門、塀、その他定着する土木設備等
第2種 〈機械及び装置〉	電気機械、科学機械、土木機械、建設機械、印刷機械、医療用機械、冷暖房用（ボイラー・燃焼装置、冷凍機等）の付属機械、運搬設備（コンベアー、捲上機、起重機等）、その他物品の製造・修理等に使用する機械及び装置、太陽光発電設備等
第3種〈船舶〉	一般船舶（鋼船・木船）等
第4種〈航空機〉	一般航空機（ジェット機・プロペラ機）、ヘリコプター等
第5種 〈車両及び運搬具〉	自転車、リヤカー、荷車、構内運搬車、キャタピラを有する自動車、特殊けん引車等（ただし自動車税、軽自動車税の課税客体であるものを除く）
第6種 〈工具器具及び備品〉	机、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、計算機、レジスター、放送設備、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、取り付け工具、鍛圧工具、切削工具、雑工具、冷暖房用具、コピー機、自動販売機、看板、ネオンサイン、パソコン等

■問い合わせ先 税務課 資産税係 ☎内線543・544

🌐 <http://www.city.gose.nara.jp/gyousei/zeimu/index.html>



**許しません
滞納！**

11月・12月は市町村税・県税の 一斉滞納整理強化期間です。

御所市では、11月・12月を「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」と設定し、県内全市町村と県が協働して、財産差押等滞納整理を集中的に実施し、滞納市税の一掃を進めています。財産、所得があるにもかかわらず納税義務を果たさない悪質な滞納者には、法律に基づき、差押等処分を辞さない毅然とした姿勢で滞納整理をいっそう強化しています。

すでに11月下旬には平成27年度課税の未納分に一斉催告を発送するとともに、誠意のない滞納者については、滞納処分を順次執行しており、引き続き12月には平成26年度以前の滞納者を中心に、差押事前通知等を発送する予定ですので、

すみやかな納付をお願いします。

万一、失業・病気等やむを得ない事情で一括納付が困難な場合は、必ずご連絡いただくようお願いいたします。ご連絡がない場合は、財産調査を行ったうえで、預貯金・給与差押等の滞納処分を執行する予定です。

大多数の納税者は、厳しい生活状況の中でも、誠実に納税義務を果たしています。税負担の公平性を確保するためにも、今後も滞納整理を進めていきます。

市民のみなさんには、自主納付、期限内納付についてご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先 収税課 ☎内線548・549

12月の納税等

《納期限》12月28日(月)

【口座振替も同日】

市・県民税 第4期

国民健康保険税（普通徴収分） 第6期

担当窓口 収税課 ☎内線542・548

介護保険料（普通徴収分） 第6期

後期高齢者医療保険料（普通徴収分） 第6期

担当窓口 保険課 保険第2係 ☎内線252・257

※平成27年度から、従来の金融機関に加えて、コンビニエンス・ストア（コンビニ）でも、市税・保険料を納めることができるようになりました。納付書に記載の納期限内であれば、曜日や時間を気にすることなく、全国のコンビニで納付が可能ですので、ご利用ください。

※コンビニでは、納期限を過ぎた納付書は使用できません。

納付の際は、領収書とレシートを必ず受け取り、大切に保管（市税は5年間、保険料は2年間）してください。

《口座振替による納付が便利です》

○預金口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがなく、たいへん便利です。

○一度手続きをしていただくと、翌年度以降も自動的に継続されます。

●自主納付が原則となっています。忘れずに納付してください●



☎0744・26・0119

消防本部 通信準備室

◆問い合わせ先
奈良県広域消防組合

○FAX 119 通報装置

○メール 119 通報装置

※以下のサービスの運用も変更になります。詳しくはお問い合わせください。

○FAX 119 通報装置

○メール 119 通報装置

となります。

令センターでの受信に変更

となります。

御所市エリアの119番

通報の回線切替は、12月16

日(水)を予定しています。切

替完了後は、これまでの消

防署での受信から、通信指

令センターでの受信に変更

となります。

順次実施します。

奈良県広域消防組合で

は、119番通報等を受け

付ける通信指令センターを

整備し、平成28年4月の運

用開始に先立ち、現在、各

消防署等で受信している

119番通報の回線切替を

順次実施します。

奈良県広域消防組合
通信指令センター
で通報を受信

し尿の汲み取り料金が変わります

■問い合わせ先 御所市クリーンセンター内 環境政策課 ☎66-1087

今後も安定的にし尿収集運搬を続けていくため、汲み取り手数料を平成元年度以来26年ぶりに、平成28年1月1日から改定いたします。基本的に市民のみなさんの負担が増えることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

《料金改正の理由》

現在のし尿収集運搬手数料は平成元年度に定めたものであり、改定から26年が経過するなかで、公共下水道などの普及による収集量の減少に伴う1リットル当たりの収集・運搬に要する経費の増加や、人件費などの物価の上昇などにより、現行の収集運搬手数料収入では、許可業者の経費を賄うことが厳しく、料金値上げの改正を実施することとなりました。

●新しい手数料体系● 〈バキュームカーのタンクの1目盛りは18ℓになります〉

①一般家庭で定期的に汲み取りを受ける場合				使用例	
普通便槽	基本手数料	730円	90ℓまで	80ℓの場合	基本手数料のみ 730円
	従量手数料	146円	90ℓを超える分 で18ℓにつき ※18ℓ未満は18ℓとみなす	100ℓの場合	90ℓを10ℓ超えているので、 基本手数料(730円)と従量手数料(146円) の合計 875円 (5円単位で切り捨て)
				110ℓの場合	90ℓを20ℓ超えているので、 基本手数料(730円)と従量手数料(292円) の合計 1,020円 (5円単位で切り捨て)
水洗式汲み取り便槽(特殊便槽)	基本手数料	1,200円	216ℓまで		
	従量手数料	200円	216ℓを超える分 で36ℓにつき ※36ℓ未満は36ℓとみなす		

※これまではトイレを利用する世帯人数から手数料を計算する体系(人頭制)でしたが、今後は汲み取った量で料金を計算する従量制の手数料体系になります。くみ取り量が少ない世帯では、手数料が値下がりになる世帯もあります。

②一般家庭以外(会社や病院、アパートなど)で定期的に汲み取りを受ける場合	
普通便槽、水洗式汲み取り便槽(特殊便槽)両方とも	18ℓにつき184円 ※18ℓ未満は18ℓとみなす
③臨時で汲み取りを受ける場合(一般家庭、一般家庭以外とも)	
普通便槽、水洗式汲み取り便槽(特殊便槽)両方とも	18ℓにつき184円 ※18ℓ未満は18ℓとみなす

※今までと同じく汲み取った量で料金を計算する料金体系(従量制)です。

手数料改正の詳細については、次号でもお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

浄化槽清掃汚泥収集料金の値上げについて

■問い合わせ先 有限会社環境処理センター ☎62-1919 (許可業者)

浄化槽清掃汚泥収集の料金について料金改定の協議を許可業者と行い、平成12年度以来15年ぶりに、平成28年1月1日から料金値上げを実施することになりました。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

《浄化槽清掃汚泥収集料金協議基準(税込)》

①単独処理浄化槽の場合	
人槽	料金
5	19,000円
7	22,900円
10	28,500円

※単独処理浄化槽は人槽の大きさに応じて料金が変わります。

②合併処理浄化槽の場合	
m ³	料金
1.0	19,000円
1.5	22,900円
2.0	28,500円

※合併処理浄化槽は汚泥の収集量(m³)に応じて料金が変わります。

左表は、一部を抜粋して掲載しています。
詳しくは、上記許可業者
にお問い合わせください。

マイナンバー「通知カード」は届いていますか？

11月中に簡易書留で世帯ごとに郵送しています。受け取りがまだの世帯の人は、お問い合わせください。

■問い合わせ先 市民課 ☎内線248

◎住民基本台帳カードおよび公的個人認証サービスについて◎

マイナンバー制度の開始に伴い、これまで発行してきました「住民基本台帳カード」の新規取得と更新の手続きは、平成27年12月22日(火)で終了します。(現在、お持ちいただいているカードは、有効期限まで使用できます。)

現在「住民基本台帳カード」に搭載されている「公的個人認証サービスの電子証明書」(e-Taxなどで使用)は、平成28年1月以降新たに発行する「**個人番号カード**」に標準的に搭載されます。

「**個人番号カード**」の発行を希望する人は、「通知カード」郵送時に同封されている申請書で、申請手続きを行ってください。申請者には平成28年1月以降、順次交付する予定ですが、交付申請が集中した場合、交付時期がかなり遅くなる可能性があります。あらかじめご了承ください。

※「住民基本台帳カード」と「個人番号カード」は重複所持できません。「個人番号カード」交付時に、「住民基本台帳カード」を返却していただきます。

☆「広報御所」10月号、11月号、また、御所市ホームページもご覧ください。

🌐 <http://www.city.gose.nara.jp/gyousei/soumu/mynumber.html>



☆「**個人番号カード**」は、マイナンバーの証明だけでなく、本人確認に利用できる公的な身分証明書にもなります。
※初回は無料で交付されます。再発行には手数料が必要です。大切に保管してください。

●お問い合わせは ☎0570-078-339 (御所市専用ナビダイヤル) 〈有料〉
8時30分～17時15分〔土日祝日を除く〕※年末年始(12/29～1/3)は休止します。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 〈無料〉
9時30分～22時〔土日祝日は17時30分まで〕※年末年始(12/29～1/3)は休止します。

■問い合わせ先 (御所市役所)

- 通知カードや個人番号カードに関すること 市民課 ☎62-3001 (内線248)
- マイナンバーのセキュリティに関すること 総務課 情報システム係 ☎62-3001 (内線341)

▼奈良県広域消防組合 競争入札等参加資格審査 申請受付

奈良県広域消防組合が発注する物品調達及び役務提供業務の契約に関する競争入札等に参加するためには、申請が必要です。

◆対象業種

◇物品調達

◇役務提供等

※登録品目・業種は要領でご確認ください。

◆有効期間 平成28年4月1日
～平成31年3月31日

◆申請受付期間 (土(日)祝を除く)
平成28年2月1日(月)～25日(木)

9時～12時・13時～17時

◆提出方法 持参または郵送

◆要領・申請書類等

奈良県広域消防組合ホームページから『平成28年度奈良県広域消防組合物品調達・役務提供等競争入札等参加資格審査申請要領』をダウンロードしてください。

🌐 <http://www.narask119.jp/>

また、奈良県広域消防組合消防本部施設管理課でも配布します。

◆提出・問い合わせ先 奈良県広域消防組合消防本部3階 総務部施設管理課

契約係(〒634-0816 橿原市慈明寺町149の3)

☎0744・26・0119

平成27年度 **住宅防火防災推進シンポジウム in 奈良**

— 地域ぐるみで考えよう！住宅防火と防災対策 —

住宅防火防災対策で大切なのは、
「自らの身は自ら守る」意識。そして共に助け合うことです。

この機会に街を守る方法を一緒に考えよう！

入場無料

トークショーやパネルディスカッションを通じて、住宅防火や防災について考えてみませんか。

◆日時 12月12日(土) 13時～16時(受付12時30分)

◆場所 奈良県橿原文化会館(大ホール)

◆主な内容 ◎基調講演 ◎パネルディスカッション
◎トークショー ダニエル・カールさん(タレント)
◎その他 奈良県警察音楽隊、女性消防団による演奏

※定員に達すると、受付を終了する場合がありますので、お早めにご来場ください。

◆問い合わせ先 奈良県広域消防組合消防本部 予防課 ☎0744-26-0117

特殊詐欺にご注意！

最近、御所市内で「特殊詐欺」被害が連続して発生しています。

手口は、架空の「老人ホームへの入居権」「株式購入」取引をかたるものなどです。

☆被害に遭わないために

○知らない業者や人から電話があり、現金を「振り込め」「自宅に取りに行った者に渡してくれ」などと指示された場合、「詐欺」を疑ってください。

○ゆうパックや宅配便等で現金を送るような指示をする電話は、「詐欺」です。

○一人で判断したり、抱え込んだりせず、おかしいと感じたら、**すぐに家族や身近な人、警察、相談窓口などに相談してください。**

◆問い合わせ先

奈良県警察 高田警察署 ☎22-0110
御所警察庁舎 ☎63-0110

10月から

障害年金の初診日を確認する方法が広がりました。



障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができ医療機関の証明(診断書等)の添付が必要ですが、平成27年10月1日から、初診日を証明する書類が添付できない場合でも、初診日を合理的に推定できるような一定の書類の提出により、審査のうえ、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになりました。

○初診日について第三者(隣人、友人、民生委員など)が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された
○初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件をみたしている

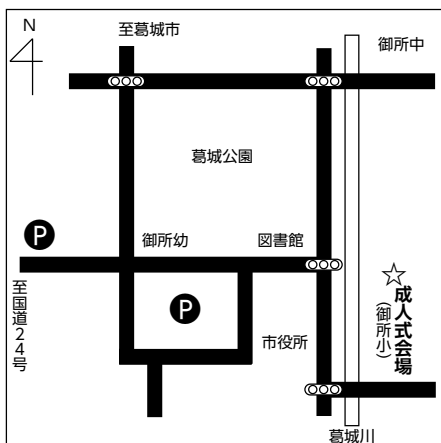
※「初診日」とは…障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日で、同一の病気やけがで転医があった場合は、いちばん始めに医師等の診療を受けた日が「初診日」となります。

◆再申請について 初診日不明により、過去に障害年金の請求が却下されたケースについて、今後再申請された場合は、この新たな取り扱いに基づき審査します。

※障害年金に該当するかどうかについて、要件等を確認をしたい人は、まずは下記へご相談ください。

◆問い合わせ先 大和高田年金事務所 ☎22-3531
市役所 市民課 庶務係 ☎62-3001 (内線253)

《御所小学校案内図》



■問い合わせ先

生涯学習課 ☎内線693

◎手話通訳が必要な人は、事前にご連絡ください。

さい。

◎御所市に住民登録がある該当者には、12月中に招待状をお送りします。なお、転出している人で、御所市の成人式に参加されたい人は、ご連絡ください。

◎該当者 平成7年4月2日～平成8年4月1日生

■場所 市立御所小学校 体育館

■日時 平成28年1月11日(月)祝

受付 9時30分～10時

式典 10時～10時30分

◎式典終了後、「二十歳の祭」が開催されます。

10時30分～11時30分(予定)



成人となられるみなさん、おめでとうございます。晴れて成人となられるみなさんをお祝いし、成人式を挙行します。

平成28年 成人式



犬や猫の正しい飼い方

環境政策課 環境政策係 ☎66-1087

中和保健所 生活衛生課 ☎0744-48-3033

犬や猫などのペットの飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑をかけたりすることのないよう努めなければなりません。飼い主の責務として、下記のきまりごとが「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」等で定められています。家族の一員として大切に育てましょう。

◆犬や猫を飼うときの「きまりごと」

- 健康と安全の保持に努めましょう。
- 人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 所有者を明示しましょう。
- 適切な繁殖制限を行いましょう。

(飼い主は去勢・不妊手術など繁殖制限に努めなければなりません。)



◆犬を飼うときは…

- 狂犬病予防法に基づく、登録と狂犬病予防注射を行いましょう。(登録〈生涯1回〉と毎年の予防注射が義務づけられています。)
- 登録の鑑札を必ず犬につけておきましょう。
- 犬の放し飼いは、奈良県条例で禁止されています。つなぐか、囲いの中で飼うようにしましょう。

◆猫を飼うときは…

- 猫の安全のために、屋内飼育に努めましょう。屋外に出てしまった猫は他人の敷地でフン尿をしたりして迷惑となります。
- 万一、屋外に出て迷い猫になってしまった時のために、飼い主の名前や連絡先の書かれた名札を付けましょう。

最近、散歩中などのフン尿の放置や悪臭、野良猫の増加、犬の放し飼いなどに関する苦情やトラブルが増加しています。フン尿の後始末や飼育場所の周囲を清潔にすることは、飼い主の責任です。また、野良猫にエサを与えると、鳴き声や数の増加、フン尿などでまわりの迷惑につながります。飼えないのであれば、無責任にエサを与えないでください。

なお、犬の放し飼いは条例違反です。

気持ちよく毎日を過ごせるよう、ペットが幸せに暮らせるよう、飼い主を含めたみなさんと共に考え、行動しましょう。

ちちいちょう

乳銀杏のはなし〈続〉

【前回のおはなし】

私(ふう)は、一言さん(一言主神社)の乳いちょうの木にまつわる次のような話を、おぼちゃんから聞いたことを思い出していた。

❖ ❖ ❖ ❖ ❖

昔むかし、毎日近くの神社へ通い、いちちょうの種に水をかけ大切に育てていた娘がおった。いちちょうの木が大きくなるころ、娘は若狭から来た若き修行僧に出会い、互いに心を通わせるようになった。しかし、ある日を境に僧は姿を消してしまった。悲しみに打ちひしがれる娘。そのとき娘のお腹には小さないのちが宿っていた。

寝ついてしまった娘の様子に、母親は(どないしたもんやろ...)と心配したが、娘のお腹にややがいるとわかると、(がんばって丈夫なややを生まなあかん)と娘を元気づけ励ましたんや。

娘は坊さんに会いとうてたまらん気持ちと、無事にややを生まなあかんという気持ちとで狂わんばかりになりながら、やつと生きてるといような様やった。それでも、お腹のややは育ち、月満ちて娘は女の子を生んだんやて。そやけど、もう限界が来てたんやろか、ややを生み落とすなり娘は死んでしもたんや。

娘の母親は、嘆き悲しんだけど、泣いてばかりもいてられへん。生まれたばかりのややを娘に代って育てていかんならん。その日から、母親は娘の残したややのために一生懸命になったんやて。

ところがな、ややは重湯も、もらい乳も受けつけんと、オギヤアオギヤアと泣くばかりやねんて。きつと死んだ親の乳房が恋しゅうて泣いているのやろうけど、ふびんに思うだけでどうしようもないわな。泣いてばかりのややは、日に日に元気がうなつて、そのうち泣き声もだんだん細うなつていったそうや。

ある日、母親は細い声で泣くややを抱いて家を出たんや。足は自然に娘がよう通うた一言主神社へ向いたんやて。ほんで、何ごとかを祈るように長いあいだ社の前にぬかづいてから、そばにある大きないちちょうの木の下に、ややを抱いたまま座りこんでしもうたんや。娘が毎日水をやって育てたいちちょうの木は、娘が死んでもからも、その心を受けとめたように大きゅうなつて繫つた葉がサヤサヤとやさしい音をたてていた。

母親は今日までの疲れがどつと出てきたんやろなあ、いちちょうの木にもたれて目をつむつてしもうた。その時や。何やら冷たいものが、すうつと母親の耳もとに流れてきたんやて。びっくりして目をあけると、いちちょうの木の上方から、澄んだ水が一すじ流れてくるやないか。ふうんと甘い匂いもしてくるので、母親は思わず抱いてたやの口をその水に近づけたんや。



画 村塾 治郎 さん

ほうしたらどうや。今まで何も飲もうとせんと細い声で泣くばかりやったややが、その水をウツクン、ウツクンのどをならして飲みはじめたんやて。そんなややのようすを見て、母親は、(ああ、これでややを死なさんとすんだ。よかった...)とほつとしたということや。

次の日も母親はややを抱いて、いちちょうの木の下に立たんやて。ほしたら、ややの泣き声をまわつたように、また透きとおった水が木を伝うて流れてくるんやて。おいしそくに水を飲むややを見ながら、母親は、(これはきつと一言主の神さんが、娘を哀れんで、娘が大事にしたいちちょうの木に、ややを守らせたにちがいない)としみじ

み呟いたんやそうや。

死ぬばかりやったややを助けたいちちょうの木は、乳いちちょうと呼ばれて大そうな評判になった。ややを生んだばかりの人や、お乳の出ん人、はては、ややのできん夫婦やらが、この一言主さんへお参りし、乳いちちょうの木を撫でながら願かけをするようになったんや。

ほうしたらな、いつのまにやら、乳いちちょうの幹に、ほれ、あんな乳房のようにふくらんだもんが、いくつもいくつもできるようなつたんやて。なあ、ふう、ばあちゃんはな、この乳いちちょうの木は女の守り神さんやと思うてるんや。この木の下に来て、木を見上げて太い幹をさすつてるとな、何やら力みたいなんもんが湧いてきて、心配ごとなんか忘れてしまふんやな。

❖ ❖ ❖ ❖ ❖

ばあちゃんの声が、昨日のことのようによみがえります。今では、私もこの山間の村から小さな隣の町に嫁ぎ、子どもの親になりました。ばあちゃんの言葉通り、つらいことや悲しいことがあるたびに、私は心のどこかで乳いちちょうの木を思い、また今日のように訪れたりもしてきました。千年以上経たないと出ない気根といわれる乳房型のものをいっぱいつけて、数えきれない小さな命と、それを育てるたくさんさんの愛を見守りながら、木はじつと静かに立っています。

いちちょうの小さな葉がみどりに繋がるころも、黄色くなつた葉が地面いっばいに敷きつめられるころも、此処だけは、ゆっくり時が流れ、心やすらかなひとときが過ごせるところなのです。

昔も今も、そしてこれから、この乳いちちょうの木が私たちの命を見つめてくれることを願って。

一言さんへいくときは

暗いうちから起きだして

誰ともしやべらず参ります

たつた一つの願いごと

胸にたたんで参ります...

〈終〉



御所市防災訓練



11月7日、市民運動場（秋津）において、御所市防災訓練が実施されました。「長雨が降り続くなか、震度6強の地震が発生した」という想定で、災害対策本部長となる東川市長をはじめ、市職員、御所市消防団、各防災関係機関や団体、一般参加者など、総勢約500人が参加する大々的な防災訓練となりました。会場には実際の被災現場さながらに倒木や事故車両が設置され、避難や救助活動などさまざまな訓練と土嚢づくり、炊き出しなどが行われました。

市長は、今回の訓練で培った技能や反省点を、今後起こり得るさまざまな災害に生かせるよう、それぞれの立場・役割のもと、防災意識を常に持ち続けてほしいと伝えました。

スポーツで心も身体も元気！

子どもも大人も、それぞれに合ったスポーツを楽しみ、体力向上や健康増進につなげていくことを目的に、11月1日、市立大正小学校でスポーツフェスティバルが開催されました（御所スポーツクラブ主催）。



午前・午後あわせて、バドミントン・バレーボール・ズンバ・空手道など6種目の教室が開講。コーチによる熱心な指導が行われ、初めて体験する子どもたちも、みんなと一緒に思いきり身体を動かす楽しさを味わっていました。

笑顔いっぱい そうめん流し

市の観光地整備や環境保全などの活動を行うボランティア「わかば会」主催による「そうめん流し大会」が、10月18日、葛城山麓（櫛羅）で行われました。眩しい晴天に恵まれたこの日は、大勢の家族連れなどが訪れ、ふるまわれたそうめんを堪能しました。全長約400mもの長〜い流しそうめんに子どもたちはびっくりしながらも大はしゃぎ！大人も子どももお腹いっぱい食べて、うれしい笑顔があふれていました。



おそうめん、いっぱい食べたよ〜♪

第17回霜月祭



11月8日、御所まち^{まちや}一帯は、「町家」の歴史や風情を愉しむ多くの人でにぎわいました。毎年、霜月祭を楽しみに、茨城県からはるばる訪れるという人にも遭遇。「町家」という建物の素晴らしさだけでなく、訪れた人を温かく迎える「おもてなしの心」が、この霜月祭の何よりの"魅力"なのではないでしょうか。



自慢の野菜、召し上がれ♪

霜月祭で御所まちがにぎわうこの日、「第34回食と農のフェスタ」が葛城公園で開催されました。



雨のなかでの開催となりましたが、地元の新鮮な農産物や、各農協女性部のみなさんなどが腕によりをかけて作った"美味しいもの"を買い求める人で会場はにぎわいました。名物の芋煮と新米のおにぎりはやはり人気で、みなさん寒さを忘れてほっりと温かそう。今年も米や野菜の生育が良いとのこと。この冬も、地元の野菜をたっぷり食べて、元気に乗り切りましょう！



美と技の競演「市展」

「市展」の愛称で親しまれる御所市美術展覧会。10月30日～11月1日、中央公民館（元町）にて第43回展覧会が開催され、総数137点の力作が一堂に会しました。会期中は大勢の観覧者が訪れ、素晴らしい作品に熱心に見入っていました。各部門の審査員による講評も行われ、さらに次回への創作意欲も高まります。（表彰者は次ページに掲載。）



ジュニアオリンピックに出場

市立大正中学校2年の池田昌史さん（写真中央）が10月25日、日産スタジアム（横浜市）で行われた第46回ジュニアオリンピック陸上競技大会（種目：走幅跳）に奈良県代表として出場し、全国の舞台で健闘しました。陸上競技では御所市のエースとして期待を集める池田さん。これからもますますの活躍を期待しています！



小学生の君たちに伝えたい

東川市長が自ら市内の各小学校に出向き、小学校6年生（5年生）を対象に授業を受け持つ「ふれあいスクールミーティング」。昨年度から実施し、2か年で市内7小学校すべてをまわります。

授業では、行政のしくみや御所市の現状、財政面での改革や御所市の将来について説明しています。

行政の話は難しくなりがちですが、少しでも興味を持ってもらえるようにと、なるべくわかりやすい表現を選び、子ども達に語りかける市長。どの小学校でも、普段の授

業とは違う雰囲気子どもたちは興味津々です。児童に質問を投げかけてみると、子どもらしい間違いや、微笑ましい返答があるかと思えば、大人も驚くような的確な答えが返ってくることも。そして何より市長が熱を込めて伝えるのが、『ふるさとの誇り』。「御所市に、自分が住む地域に、『誇り』を持とう。そして、家族に、自分にしっかりと『誇り』を持とう。大きな『夢』を描こう」。その言葉に真っ直ぐな眼差しで応える子どもたちは、まさに御所市の将来を支える「まちな宝」。たくさんの「宝」たちがこれからの御所市を輝かせてくれることを願っています。

第43回 御所市美術展覧会表彰者一覧（敬称略）

		市展賞	市長賞	市議会議員賞	教育長賞	文化協会賞	教育委員会奨励賞	
第1部 日本画	題名	大山れんげ	白い花	花菖蒲	生	枇杷	椿の語らい	
	氏名	松浦 希子	岸田 仁希子	西山 操	伊田 眞知子	原田 善子	南 清子	
	住所	御所市	御所市	御所市	御所市	御所市	御所市	
第2部 洋画	題名	寂	秋光	祈り	夕ぐれの来島大橋	御所風の森の風景	酒蔵風景	尖閣湾
	氏名	中田 仁美	吉村 和美	藤田 正子	土井 晴雄	中谷 博文	土手 都士男	尾崎 文寛
	住所	御所市	御所市	御所市	御所市	大淀町	御所市	御所市
第3部 工芸・彫塑	題名	掻きおとし 雪華文皿	黒釉錆渦掛皿	竜胆と刈萱	きつねの木	つぼ	波紋花入	瓶
	氏名	井岡 維希子	村嶋 繁則	瓜阪 利明	一色 香澄	間 晴美	米田 佐代美	森本 修司
	住所	御所市	大和高田市	御所市	橿原市	御所市	御所市	御所市
第4部 書芸	題名	杜甫の詩	世の中	王維「欒家瀬」	秋風	寒山の詩	「歲月人を待たず」陶淵明	
	氏名	島田 紅葩	辰巳 翠鈴	松井 春翠	關野 翠峰	吉川 青蕙	古沢 游翠	
	住所	葛城市	葛城市	橿原市	香芝市	葛城市	御所市	
第5部 写真	題名	茜色の朝	托鉢	夜明けの大正池	アルプス	錦秋	目覚める宇陀の民家	古里の小路
	氏名	田仲 威幸	森脇 章	栗原 好子	土田 正壽	河野 利男	前田 恭利	吉井 功
	住所	御所市	大淀町	御所市	御所市	橿原市	御所市	御所市
第6部 俳画	題名	食欲	荷車	秋	起き上がりこぼし	祭り	流鏝馬	帆立貝
	氏名	小出 広子	西川 照代	藤本 環子	菊井 百合子	吉田 洋子	岸田 幸子	本田 八重子
	住所	御所市	御所市	御所市	東大阪市	御所市	御所市	御所市



ふるさと御所 文芸探訪

其の五

俳諧師 平野良弘<5>

16cmで、版本（版木で印刷）ですが、この句集は縦16cm、横26cmの写本（筆で書く）で、厚さが5cmもあり、豪華な装丁です。

句集の序文の一部が写真1です。①「高田の住の連中其心をひとつにして」と、また、②「一万句の首尾美しく」と書かれています。点者は大阪の「一礼」で、興行が行われたのは、宝永2年（1705）と推定されます。内

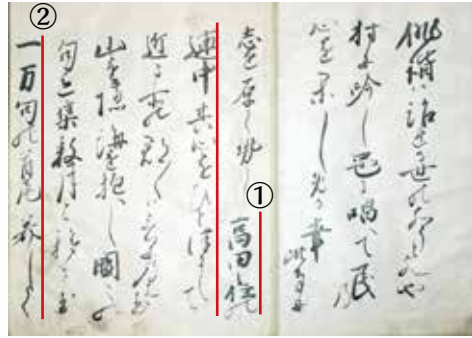


写真2

す。全部で3575句ですが、勝句は113句で、割合は3・52%です。勝句を得るのは大変難しいことが分かります。なお、1万句とありますので、残っているのは3冊の内の1冊と考えられます。

今まで前句付について説明してきましたが、時代が下がるにしたがつていろいろなものが出てきました。前句に対し漢字5文字で答える「漢句」、五の出題に七・五を付ける「笠付」、下の五の上に五・七を付ける「沓付」、五・七・五の最初の一字を出題し句を完成させる「折句」等があり、これらを総称して「雑俳」といいます。元禄期

（1688頃）以降、幕末（1868）までの間に、出版が確認できる雑俳集が約800部あります。これらの他に、発行されていても、出版が確認できていないものがありますし、写本のことは全くわかりません。このように多数の本があることから、いかに盛んであったかがわかります。雑俳集のなかに発句（9月号で説明）が含まれているものがありますが、前述の部数には、発句ばかり集めた「発句集」は含まれていません。

前句付等の興行が、どのように行われたかについて考えてみます。

① 清書所は点者に出題を依頼し、題句・出句日限・褒賞範囲（勝句を何番までにするか）・一句の入句料・賞品等を書いた「引札」（広告）を作成し、各地に配布します。

② 応募者は、入句料を添えて、清書所に出品します。

③ 清書所は、集まったものを点者に送ります。御所の場合、点者は京都か大阪です。点者は、ランク付けをし、清書所に送り返します。

④ 清書所は、勝句を刷り物にして応募者に送ります。また、勝句の応募者には賞品を送ります。

良弘はこれらの勝句集を基に選集を編纂したのですが、御所にいて各地のものを集めています。それらの大和以外の国々は下記の通りです。

河内・大坂・摂津・和泉（以上大阪府）・紀伊（和歌山県）・京都・山城・丹波（以上京都府）・近江（滋賀県）・伊勢（三重県）・但馬（兵庫県）・越前（福井県）

現在の御所市内の人々は、下記の清書所に応募しています。

河内・大坂・摂津・近江・伊賀（三重県）・伊勢

御所市内の清書所には、下記の国々からの応募がありました。

河内・大坂・摂津・和泉・紀州・近江・山城・伊賀・伊勢

このように、広範囲の交流があったのです。各地に世話役がいたと考えられ、文通には「飛脚」が利用されたようです。飛脚制度は、秀吉の時代に整備が始まり、この時代にはかなり充実していました。

雑俳の研究者の荻野清氏は『俳文学叢説』（1971）に、「彼（良弘）こそ雑俳の作者中記憶せられていい唯一人の人物であった」、また、「二百年にわたる雑俳史を通じて最も特異な輝きを持つ人物であった」と述べています。このように、研究者の間では評価が高いのです。江戸時代中頃の御所にこのような人物がいたこと、市内の大勢の人たちが雑俳を楽しんでいたことを頭の片隅に置いて下されば幸いです。

（文責 中井陽一）

図書館利用カード 更新のお知らせ

平成28年1月から、図書館利用カードの更新を行います。
貸出時に、住所等の変更がないか確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

12月のイベント

♪児童書コーナーにて♪

- おはなしを楽しむ会
12日(土) 10時30分～
- 絵本を楽しむ会
18日(金) 10時30分～

♪2階 視聴覚室にて♪

- クリスマスおはなしを楽しむ会
19日(土) 10時30分～

●年末特別貸出●

12月12日(土)～1月5日(火)の期間は、
10冊4週間貸出します。

12月 図書館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
11/29	11/30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1/1	1/2

は休館日 是整理日(休館)

【開館時間】 9時～17時

U <http://www.library.gose.nara.jp/>

【年末年始 休館のお知らせ】

12月28日(月)～1月4日(月)

休館中の返却本はブックポスト
に入れてください。

☆新着図書と今月のおすすめ☆

一般書(中学生も含む)

書名	著者・出版社
ギネス世界記録 2016	クレイグ・グレンディ/編 角川アスキー総合研究所
日本人のものの見方	山本 伸裕/著 青灯社
おとなの奈良心を澄ます旅	堀内 昭彦/写真 淡交社
日曜日のハローワーク	小田 豊二/著 東京書籍
秋冬大人の素敵な手編み	ブティック社
焼き物質問箱	和田 和也/著 誠文堂新光社
新しい道徳	北野 武/著 幻冬舎
1冊でわかる村上春樹	村上春樹を読み解く会/著 KADOKAWA
14歳、ぼくらの疾走	ヴォルフガング・ヘルンド ルフ/作 小峰書店

◆一般書◆

『毎日食べたくなる絶品鍋』



大庭 英子/著
成美堂出版

しゃぶしゃぶ・寄せ鍋・キムチ鍋の人気三大鍋から、2アイテムのシンプル鍋、ご当地鍋まで、毎日食べたくなる64の絶品鍋を鍋あとのメ付きで紹介しします。鍋に添えたい小皿料理や鍋奉行の心得なども掲載。

▶このほかにも新しい図書があります。

▶図書館のホームページで、蔵書の検索や貸出中の本の予約もできます。

児童書

書名	著者・出版社
考える練習をしよう	マリリン・バーンズ/著 晶文社
ふしぎな深海魚図鑑 太平洋をわたってみよう	北村 雄一/絵と文 汐文社
世界遺産になった和紙〈4〉	こどもくらぶ/編・著 新日本出版社
世界の文字の書き方・書道〈1〉	稲葉 茂勝/著 彩流社
ペパーミントの小さな魔法	あんびる やすこ/作・絵 ポプラ社
大パニック! よみがえる恐竜	ニック・フォーク/作 金の星社
ジンベエザメのはこびかた	松橋 利光/写真 ほるぷ出版
くうきにんげん	綾辻 行人/作 岩崎書店
パパはわるものチャンピオン	板橋 雅弘/作 岩崎書店

◆児童書◆

『ジャッキーのクリスマス』



あだち なみ/絵
あいはら ひろゆき/文
ブロンズ新社

クリスマスの日、ひよんなことから、さびしいおじいさんとお会ったジャッキー。一人暮らしのおじいさんの家には、ちょうどジャッキーくらいの女の子の写真正がありました。胸がキュッとなったジャッキーは…。



つーちゃんのクリスマス会

★日時 12月23日(火祝) 14時～15時

★場所 2階 視聴覚室

★定員 20人(先着順)

12月1日(火)より図書館1階カウンターにて受付します。(電話不可)

参加無料

図書館でクリスマスを楽しもう♪サンタさんも来るよ!



つーちゃん



親子の絆を結ぶお手伝い！子育ての楽しさ、見つけましょう♪

地域子育て支援拠点事業 **こひつじ**

御所市委託による 地域子育て支援センター “こひつじ”

御所市増355 社会福祉法人 恵愛保育所内 ☎☎ 66-2233

こひつじは、お子さんがいきいきと遊び、お母さんも共に遊ぶ中で子育てについて学ぶ広場です。

今月は、世界中の人々が待ち望み、お祝いするクリスマスのお話を聞きましょう。親子でお飾りを作ったり、クリスマスのうたを歌ったり、楽器遊びをしたり、うれしいクリスマスを迎える準備をします。子育てについてのアドバイスのひとときもあり、お母さんが日頃困っていること、わからないことなどにお答えします。



12月のひろば

※都合により、変更になる場合があります。お出かけの際はお確かめください。

事業名	開催日	時間	事業内容
赤ちゃんひろば (1歳半未満の赤ちゃん)	2日(水) 9日(水)	9:30 ~ 12:00	❖クリスマスのお飾りを作しましょう * 季節のうた、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ、楽器遊び、ひとこと育児アドバイスなど
※今月は火曜日に開催 こひつじひろば (1歳半以上の未就園の子ども)	1日(火) 8日(火)	9:30 ~ 12:00	❖クリスマスのお飾りを作しましょう * 季節のうた、体操、リトミック、楽器遊び、絵本の読み聞かせ、手遊び、ひとこと育児アドバイスなど
赤ちゃんひろば こひつじひろば 合同クリスマス会 (赤ちゃんから未就園の子ども)	22日(火)	10:00 ~ 12:00	❖世界で最初のクリスマスのお話を聞いてお友達と一緒にうれしいクリスマスをお祝いしましょう。 ☆参加申し込みは12月15日(火)まで。(こひつじ登録の未就園児に限り。その他の人はご相談ください。)

* ホールでの飲食はできません。

* 続けて遊びに来られる人は登録が必要です。

♣ 子育て相談・・・子育ての悩みなど、いつでもお声掛けください。随時受付しています。

♣ 一時預かり保育・・・ご相談ください。

◇ 詳しくは、地域子育て支援センター “こひつじ” (☎66-2233) まで。



住むまちをもっと好きになるアプリ

i 広報紙

i 広報紙がもっと便利になって

リニューアルされました！

この機会にダウンロードしてみませんか？

◎ 「i 広報紙」は、(株)ホープが運営するサービスです。

※ アプリは無料でご利用いただけますが、通信料等は利用者負担となります。

※ 閲覧時に広告が表示されますが、御所市はその内容について関与していません。

他にも便利な機能がたくさん！まずは右下のバーコードからご確認ください！

「広報御所」を
毎月自動配信！株式会社ホープ ☎092-716-1404
企画政策課 広報広聴係 ☎内線345

★スマートフォンご利用の人へ★

広報紙がスマートフォンで
閲覧できる「i 広報紙」

12月の各種無料相談日程表

※祝日及び年末年始は開催しません。
※変更になる場合があります。

相談名	日曜	時間	場所	問い合わせ先	備考
交通事故相談	3 木	10:00～15:00	市役所本館2階 第5会議室	市民課☎内線242	
行政相談	8 火	13:30～16:00	市役所本館2階 第5会議室	市民課☎内線242	
税務相談		今月は開催しません (次回は1月に開催予定)		税務課☎内線547	奇数月の第2木曜日に開催 (ただし3月は開催しません)
女性法律相談	8 火	13:30～16:30	人権センター図書室	人権施策課 ☎65-2210	先着6人(1人30分) 予約は平日に左記へ
人権相談	3 17 木	13:00～16:00	人権センター図書室	人権施策課 ☎65-2210	12月3日は特設人権相談日 12月4日～10日は人権週間
消費生活相談	毎週 木	10:00～16:00	市役所新館1階 消費者相談室	市民課☎内線242	
	毎週 月	10:00～16:00	葛城市役所	葛城市役所商工観光課 ☎69-3001	
心配ごと相談	毎週 火	13:00～15:30	御所市社会福祉協議会	社会福祉協議会 ☎63-2457	悩みを持つ人々の相談窓口 となり問題解決に努めます
教育相談	毎週 月 火 木 金	9:30～16:30	市青少年センター (葛公民館内)	市青少年センター ☎67-1896	子どもの成長、いじめ、非行、 不登校など、教育上の疑問や 悩みごとをご相談ください

12月の自治会別し尿収集日程表

日曜	曜日	収集地区名	日曜	曜日	収集地区名
1 火	2 水	榑原、宮戸、西寺田、豊田	16 水	17 木	上方、原谷、今住、樋野、戸毛
2 水	3 木	森脇、東名柄、井戸、佐田、多田、名柄	17 木	18 金	戸毛、稲宿
3 木	4 金	増、関屋、南郷、さくらが丘荘園、元町	18 金	19 土	古瀬、川合、奉膳、水泥、朝町、新田
4 金	5 土	三室新町、三室、幸町住宅	19 土	21 月	重阪、小林
5 土	7 月	幸町、宮戸団地	21 月	22 火	小林、櫛羅
7 月	8 火	秋津団地、鴨神上・下、東佐味	22 火	24 木	櫛羅、東松本、葛城台団地、大広町
8 火	9 水	朝妻、僧堂、西佐味、伏見、高天	24 木	25 金	柳田町、東松本、末広町、新地町、宮前町、西町、西柏町、東久保町
9 水	10 木	鳥井戸、林、船路、北窪、極楽寺、西北窪、五百家、持田、栗阪	25 金	26 土	国鉄御所駅前通り、鴨口町、西久保本町、中本町、本町、御国通り1・2・3丁目、神宮町、六軒町、柿ヶ坪町、御堂魚棚町、旭町、南中町、中央通り1・2丁目、東辻
10 木	11 金	小殿、富田、下茶屋、西垣内、南寺田、條、出走、南郷	26 土	1/4 月	豊年橋通り、御門町、大橋通り1・2・3丁目、東松本、栄町、寺内町、都町、代官町、柳町、竹田
11 金	12 土	室、池之内、今出、緑ヶ丘	1/4 月		榑原、宮戸、西寺田、豊田
12 土	14 月	蛇穴、北十三、南十三、出屋敷、柳原、今城			
14 月	15 火	茅原、緑町、玉手、北方、中方			
15 火		東寺田、本馬、北方			

(有)環境処理センター☎62-1919

※便槽の周囲はよく整理し、特にふたの上や通路には物を置かないようにしてください。
※留守にされる場合は、隣近所の人をお願いしておいてください。
※日程を1～2日変更する場合があります。
●年内の浄化槽清掃、臨時の作業の申し込みは、お早めをお願いします。
●年末年始のお休みは、12月27日(日)～平成28年1月3日(日)です。



御所市人権問題
啓発活動推進本部

御所市国保にご加入のみなさんへ

あなたに健康でいてほしいから…「特定健診」

個別健診は**12月31日まで**。まだの人はお早めに！



かも〜ン君
御所市特定健診応援
イメージキャラクター

個 別 健 診		集 団 健 診
対 象 者	御所市国保被保険者（40歳～74歳）	今年度終了
実 施 場 所	県内実施医療機関	
健 診 料	1,000円	
受 診 方 法	実施医療機関へ申し込んでください。	

※受診は年に1度です。今年度すでに特定健診を受診した人は受けられません。

御所市国保特定健診を受診されたみなさん

かも〜ン君補助金 申請はお済みですか？

《申請は平成28年2月29日(月)までです。お忘れなく！》

1,000円
キャッシュ
バック

◆対象者 御所市国保に加入の30歳～74歳の人で、下記の①または②に該当し、国民健康保険税を完納している世帯員の人（特定健診の受診日時点）です。

①平成23年度以降初めて御所市国保の特定健診（または御所市国保人間ドック）を受診した人

②特定健診を2年続けて（平成26年度と平成27年度）受診した人

◆申請方法 受診後に、保険課 保険第1係へ申請書を提出してください。申請書は、特定健診受診券の送付時に同封しています。紛失した人は、「預金通帳など」（振込先の口座がわかるもの）と「印鑑」（認め印）を持って、保険課 保険第1係へ直接、申請にお越しください。

※補助金は、健診実施機関から市へ健診結果が返却されてから、資格審査後、口座への振込により交付します。申請後おおむね3か月となりますが、健診実施機関からの健診結果返却状況により、補助金交付時期が前後します。ご了承ください。



けんこう

血圧が高めの人のための 減塩教室

10歳若返り

高血圧に関係の深い「塩」について楽しく学んでみませんか！



…って、大切だとわかっているけれど…、
どうしたらいいの？という人におすすめ！

御所市国保の特定健診を受けた人

に減塩教室の案内をお送りします。

今回のテーマは「塩」。
塩と上手に付き合って、
もっとずっと健康になるで
ござる！



減塩修行中のさむらい
げんえもん

◆日程 平成28年2月17日(水) スタート（～全4回）※今年度最終です！

好評につきお申し込み
はお早めに保険課へ！
申込殺到中！



【減塩教室のポイント】

①塩のいいところ、わるいところ。塩の本当を知る

種類、成分によって塩の味はいろいろ。高血圧との関係性を知り、「適塩」をしながら、塩との付き合い方を楽しく学びます。

②簡単で美味しい減塩生活のコツを学ぶ！

塩の代わりに塩麴や塩レモンを使って塩分を減らす方法を学びます。



御所市国保にご加入のみなさんへ

御所市国保の「出産育児一時金」について

御所市国保の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、下表の金額を上限に、御所市国保から出産した病院等（病院・診療所・助産所）に出産費用を直接支払います。このことを「直接支払制度」といいます。退院時の支払金額が、下表の上限金額を超える部分のみとなり、負担が軽くなります。

- ◆**利用方法** 出産予定の病院等で手続きをしてください。御所市国保の保険証と印鑑（認め印）が必要です。
○直接支払制度が利用できない病院等で出産予定の場合は、保険課窓口で手続きが必要です。
○病院等での出産費用が出産育児一時金の上限以内の場合は、被保険者に差額を支給します（手続き必要）。
※「出産育児一時金」「直接支払制度」について、詳しくは、出産予定の病院等または保険課 保険第1係へお問い合わせください。

	区 分	上限金額（1児につき）
1	「産科医療補償制度加入分娩機関」で出産し、在胎週数22週以降の出産の場合。	420,000円
2	在胎週数12週以降（妊娠85日以上）の出産で、上記1に該当しない場合。	404,000円

■問い合わせ先 保険課 保険第1係 ☎内線256・259

後期高齢者医療制度にご加入のみなさんへ

後期高齢者健康診査について

今年度の健康診査は12月31日(木)で終了します。疾病の早期発見や重症化予防のため、まだ受診していない人は、ぜひ受診してください。

- ◆**実施場所** 県内実施医療機関（奈良県医師会ホームページ <http://nara.med.or.jp/>）
◆**受診方法** 「受診券」と「被保険者証（保険証）」を医療機関窓口にて提示してください。
◆**その他** 次の人は受診をご遠慮ください。
○生活習慣病の治療中で、医師等から健診受診の必要がないと判断された人
○病院または診療所に長期（6か月以上継続して）入院している人
○事業所による健診など、他に健診の受診機会がある人
○施設（障害者支援施設・養護老人ホーム・介護保険施設など）に入所している人

■問い合わせ先 保険課 保険第2係 ☎内線252・257

▼平成28年度自治医科大学入学者募集

自治医科大学とは、へき地に住む人々に医療を提供し、健康を守ることを理念として、昭和47年に全国の都道府県が共同で設立した大学です。

◆**出願資格** 高等学校を卒業した人（平成28年3月卒業見込みの人を含む）、または同等以上の学力があると認められる人のうち、県内の高等学校等出身者、または本人もしくは保護者の住民票が平成25年4月1日以前から県内にある人

◆**修学資金貸与制度** 入学科及び在学中の授業料等が貸与されます。卒業後、県知事が指定する診療所等に医師として勤務し、その期間が貸与を受けた期間の2分の3に達した場合は、返還が免除されます。

◆第1次試験

○学力試験 平成28年1月25日(月) 9時～14時10分

○面接試験 平成28年1月26日(火)

○場所 ホテルリガール春日野 (※前日の学力試験及第者のみ) 10時10分

○場所 ホテルリガール春日野 (奈良市法蓮町757の2)

◆第2次試験

○小論文・面接試験 平成28年2月4日(木)

○場所 自治医科大学（栃木県下野市）

◆**出願受付** 平成28年1月4日(月)～20日(水)（17時までに必着）の間に、書留または簡易書留（いずれも速達）で、〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県医師・看護師確保対策室へ郵送してください。※消印有効期限 1月19日(火)

◆**問い合わせ先** 自治医科大学学事課入試広報係

☎0285・58・7045

奈良県医師・看護師確保対策室 医師対策係
☎0742・27・8644



12月 いきいきライフセンター 保健事業

	事業名	対象者	実施日	受付時間	場所	持ち物・内容
母子 保 健 事 業	4 か 月 児 健 診	4か月児 〔個人通知します〕	12月10日(木)	13:15 ～13:30	いき い き ラ イ フ セ ン タ ー	【持ち物】 健康診査票（健診）、 母子手帳、 バスタオル（乳児） 筆記用具 ＊診査票は記入してご持参ください。
	乳 児 相 談	7か月・10か月児 〔個人通知なし〕	12月10日(木)	9:30 ～10:30		
	1 歳 6 か 月 児 健 診	1歳7～8か月児 〔個人通知します〕	12月17日(木)	13:00 ～13:15		
	2 歳 児 歯 科 健 診	2歳6か月頃の子 ども 〔個人通知します〕	12月17日(木)	午前中		
	子 育 て サ ロ ン	市内在住の 子どもと保護者	12月1日(火) ☆12月11日(金) ☆12月22日(火)	10:00 ～16:00		子どもたちの遊べるスペースを開放。 ☆印はイベント実施日（30 ページ）



	種類	対象年齢	実施日	受付時間	場所	持ち物・内容
子どもの 予 防 接 種	B C G ※予約不要	生後3か月～ 12か月未満児 〔個人通知なし〕	12月15日(火)	13:50 ～14:20	いき い き ラ イ フ セ ン タ ー	【持ち物】 母子手帳〔必携〕、予防接種の予診票 ※予診票は予防接種手帳から切り離し、記入してご持参ください。 ※子どもの健康状態がよく分かる保護者同伴でお越しください。
	4種混合 ワクチン ※予約不要	生後3か月～ 7歳6か月未満児 〔個人通知なし〕	12月16日(水)			

けんこう

♣️ 予防接種の注意事項 ♣️

※乳幼児の予防接種については、個人通知しません。

◎接種の際には、母子手帳、予防接種の予診票を持参してください。

◎予診票をお持ちでない人は交付しますのでお問い合わせください。

◎保護者の人は予防接種の安全性・有効性などをよく理解し、計画的に接種してください。

◎対象年齢を過ぎると任意接種（有料）。特にBCG接種は生後12か月未満と接種期間が短いのでご注意ください。

◎対象年齢の数え方

予防接種法に定義される「生後〇か月～△歳未満」とは、「生後〇か月になる前日～△歳の誕生日の前日まで」となります。

日本脳炎予防接種の特例措置

平成17年度から平成21年度にかけて、日本脳炎予防接種の積極的な勧奨を差し控えていたことにより、接種機会を逃した子どもに対して、不足分を無料で接種することができる特例措置を実施しています。

◆対象者

(1)平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの人で、平成22年3月31日までに日本脳炎（1期）の予防接種が終了していない、生後6か月から90か月または9歳以上13歳未満の人

(2)平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの20歳未満の人

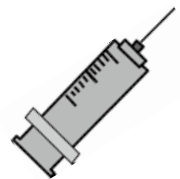
◆接種場所

指定医療機関（予約必要）

◆その他

特例措置対象者の予診票は、いきいきライフセンター 健康推進課で交付しています。

詳しくは、お問い合わせください。



太極拳

～適度な全身運動で脳がリフレッシュ・血液循環の促進・背中まっすぐ若返り効果～

●スマイル太極拳（入門・初級）

▼日程 12月7日(月)、平成28年1月18日(月)

※初心者OKです。

※スマイルクラブメンバーと太極拳を楽しく学びます。

▼時間 13時30分～15時ごろ

●太極拳講座（24式）

▼日程 12月8日(火)、平成28年1月12日(火)

▼時間 10時～11時30分ごろ

《共通》

▼場所 いきいきライフセンター

▼持ち物 水分補給用の水またはお茶、タオル、室内用シューズ（靴底の薄いもの）

▼申し込み 不要

若さ・体力を維持する 簡単エアロビクス

簡単にできる内容で、みなさん楽しく運動しています。運動の後はマッサージでリラックスポール先生からひとこと健康アドバイスもあります。

▼対象 40歳以上の人

▼日時 12月4日(金)、平成28年1月8日(金)

受付13時30分～（開始14時）

※インストラクターによる1時間のエアロビクス

▼場所 いきいきライフセンター

▼費用 1回500円

▼持ち物 水分補給用の水またはお茶、タオル、室内用シューズ

※動きやすい服装で。

▼申し込み 不要

◎主催 ひまわりクラブ

ヘルスアップルーム

12月28日(月)～平成28年1月3日(日)は年末年始の休室です。

天気を気にせず好きな時間に、自分のペースで運動しませんか！

しよに運動する仲間ができるかも！

▼対象 御所市に住民票がある20歳以上の人

▼内容 エアロバイク5台

▼持ち物 室内用運動靴、飲み物、タオル

▼実施日 毎週月～金曜日（祝休日は除く）

▼休室日 12月28日(月)～平成28年1月3日(日)

※臨時の休室日は、広報御所などで、随時お知らせします。

▼時間 9時～12時、13時～16時

※時間中は出入り自由。

▼場所 いきいきライフセンター2階ヘルスアップルーム

《注意事項》

○初めてご利用になる人には、毎月第1月曜日9時～10時に、エアロバイクの正しい使用方法をスタッフが説明します。大変混雑しますので、以前からご利用の人はこの時間帯を避けてご利用ください。

※この時間以外に説明をご希望の場合は、事前にご相談ください。

○膝痛、疾病などをお持ちの人は、医師に相談のうえご利用ください。

みんなで歌ったり、ゲームをしたり、おしゃべりしながら楽しく過ごしましょう。

▼対象 市内在住の40歳以上の人

▼内容 歌・ゲームなどのレクリエーション

▼日時 12月14日(月)

13時30分～15時30分

▼場所 いきいきライフセンター

▼申し込み 不要

毎月、にこにこ楽々ペースで楽しく歩いていきます。

▼日時 12月13日(日)

9時30分～12時頃

※8時時点で雨の場合は中止。

▼集合場所 いきいきライフセンター

▼持ち物 タオル、お茶

いきいきサロンはっつ

レッツウォーキング



健康・栄養相談

▼行き先 御所まち（散策）

▼申し込み 不要

◎主催 スマイルクラブ

高血圧・高脂血症、糖尿病などで通院中の人や健診で要医療・要指導になった人、健康・食事について聞いてみたいことがある人など、どんなでもご相談ください。生活を少し見直し、血圧やコレステロール値、血糖値を改善していきましょう。栄養士・保健師とマンツーマンで相談ができます。

▼対象 御所市に住民票がある20歳以上の人で、健康・栄養・禁煙について相談を希望する人

▼日程 12月18日(金)

▼時間 13時～15時の間で個別相談

※事前予約制です。

▼場所 いきいきライフセンター

▼内容

①血圧測定、体重・体脂肪・内臓脂肪測定、検尿、汁物塩分量測定（希望者）、呼気中一酸化炭素濃度測定（喫煙者）

②栄養士による食事相談

③保健師による健康・運動・禁煙についての相談

▼定員 先着15人程度

▼費用 無料

▼申込方法 12月11日(金)までに、電話で健康推進課へ。

作ってみませんか

男の料理教室

▼対象 市内在住の20歳以上の男性
▼日時 平成28年1月15日(金)
10時～13時

▼場所 いきいきライフセンター

▼内容 当日のお楽しみ♪

▼持ち物 エプロン、三角さん、ふさん、手ふき

▼参加費 500円(材料費。当日徴収)
▼定員 25人

▼申込方法 平成28年1月8日(金)までに電話で健康推進課へ。

▼欠席の場合 材料発注の都合により、平成28年1月8日(金)までにご連絡ください。当日のキャンセルはご遠慮ください。(実費を徴収します)

◎主催 御所市食生活改善推進員協議会

奈良県医師会の学術部会が行う



無料健康相談

【目の健康相談を除き、前日までに予約必要】

▼内容と日時

目の健康相談「予約不要」

12月8日(火) 14時～15時

精神科に関する健康相談

12月17日(木) 10時30分～11時30分

整形外科に関する健康相談

12月17日(木) 14時～15時

内科疾患に関する健康相談

12月24日(木) 14時～15時

▼場所 奈良県医師会館1階県民健康サービス室「近鉄大和八木駅から北へ徒歩約7分」

▼予約・問い合わせ先

奈良県医師会各主催部会

電話0744・22・8502

子育てサロンイベント

▼対象 市内在住の子どもと保護者
▼場所 いきいきライフセンター

▼日時 12月22日(火)
10時10分～10時40分

▼内容 ハンドベル演奏

▼申し込み 不要

※※※※※

▼日時 12月22日(火) 13時～15時

▼内容 似顔絵コーナー「お子さんのかわいい今をイラストに残しませんか」(1組約30分)。5組程度限定(1組2人まで)。

▼講師 梅田佐江子さん

▼費用 1組100円

▼申し込み 当日13時から会場番号札を配布します(先着順)



小児科の先生によるお話

(子育てサロンイベント)

子どもの体調不良で「こんな時はどうしたら?」と不安になることはありませんか? 子育てサロンに小児科の先生をお迎えします。日頃の不安や疑問を解決しましょう。

大和高田市立病院 小児科 ^{きよます たかひろ} 清益 功浩さん

◎日時 12月11日(金) 10時30分～(約1時間)

◎場所 いきいきライフセンター
2階多目的ホール

◎講演 「子どもの病気! どんな点に注意したらいいの?」

○病院に行く目安

○すぐに治療を要する病気

○病院で医師に伝えるポイント

○ワクチンで防げる病気がある



※内容を変更する場合があります。ご了承ください。



金曜カフェ つどい

金曜日は、まちのあったか
コミュニティ・スペースへ

- ♣開催日 毎週金曜日 ♣時間 10時～15時
♣場所 御所市122番地（新地商店街東）《旧上田洋品店》



12月のイベント（毎週金曜日）

イベントのない時間帯も、カフェは開いています。
学生とお茶しながら、楽しくおしゃべりしましょう♪

申込不要
参加無料

日	時間	イベント内容
4	10時～11時	「歌声喫茶うたごえ」…唱歌・童謡を歌いましょう。新曲も増えていますよ♪
	11時～12時	「似顔絵コーナー」…色紙に似顔絵を描きます。（お一人約30分）
	13時～14時	「骨密度測定・下肢筋力測定」（先着20人）…すぐに結果がわかり、アドバイスも受けられます。[御所市いきいきライフセンター主催事業]
11	10時～14時	「Kioオレンヂ喫茶(カフェ) 分かちあい ♣ in 御所」 《午前》認知症に関する勉強会 《午後》認知症の人や家族の人の集いの場
18	10時～12時	恒例！第3金曜日「太極拳」…初めての参加も大丈夫ですよ。
	13時30分～15時	「ステンシル教室」…白い布から素敵な作品を。テーブルクロスづくりに挑戦。
25	10時～12時	「クリスマス会」…ハンドベル・お琴によるクリスマスソング演奏。
	13時～15時	「映画鑑賞」…「泣いて笑って涙して ポコパコ～いっぽう歩ゆっくり進もう～」

♠平成28年1月1日（第1金曜日）は、元日のため、金曜カフェはお休みです。♠

御所市ホームページ 🌐 <http://www.city.gose.nara.jp/gyousei/kikaku/cafe.html>

■問い合わせ先 畿央大学 企画部 ☎54-1601（代表） 市役所 企画政策課 企画係 ☎内線323

第7回 生活・介護支援サポーター養成講座

♣受講生募集♣

◆開催日とテーマ〈変更となる場合があります。〉

開催日	テーマ
平成28年 1月23日(土)	「生活・介護支援サポーターとは」「価値観の違いについて」
1月30日(土)	「介護の基本」
2月6日(土)	「認知症サポーター養成講座」
2月13日(土)	「地域の活動を知る」「地域のつながりについて」「福祉マップについて」
2月20日(土)	「防災と応急救護」
2月27日(土)	「知っておきたい社会福祉」「環境と介護予防」
3月5日(土)	「コミュニケーションを活かす方法」「高齢者見守りネットワークについて」
3月19日(土)	「地域で活動するためのマナー」「守秘義務やプライバシーについて」「自分のこれからを考える」

- ◆場所 中央公民館（元町382の1）
◆時間 10時～12時30分 ※平成28年2月6日(土)のみ10時30分～12時
◆定員 25人 ◆受講料 無料
◆申し込み方法 12月25日(金)までに、電話で下記へ。
◆申し込み・問い合わせ先 高齢対策課 高齢対策係 ☎内線456

「住み慣れた町で安心して暮らせる」地域づくりと生きがいづくりの活動を支援する講座です。地域の高齢者の身近な支援者として活動していただくために必要な知識と技術を楽しく学んでいただきます。

ボランティア活動や高齢者福祉、介護に興味のある人は、ぜひこの機会に受講してみませんか。

※全日程修了者には、修了証を交付します。

みんなで支える介護保険

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうとする社会保険の制度です。

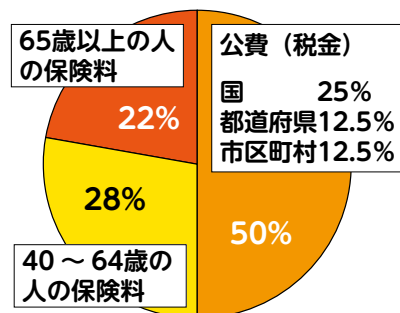
●介護保険料の決まり方

▶介護保険の財源

介護保険制度は、50%を公費（国や都道府県、市区町村）で、残りの50%を40歳以上の人から負担いただく介護保険料で、保険給付をまかなっています。

▶介護保険料の決め方

65歳以上の人保険料額は、各市区町村で介護保険のサービスにかかる総費用から算出された「基準額」をもとに本人と世帯の課税状況や所得に応じて決められます。



$$\text{基準額（第6期）年額70,800円} = \text{御所市で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分22\%} \div \text{御所市に住む65歳以上の人の人数}$$

※平成27年度は、第6期事業計画（平成27～29年度）に基づいて保険料が定められています。

※「基準額」とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。介護保険料は、所得の低い人などの負担が大きくなるように、本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて、段階的に調整されています。

●介護保険料の納め方

▶年金額により2通りに分かります。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人⇒年金からの《引き去り》になります。

《仮徴収》				《本徴収》			
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	確定した保険料の年額から、仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	

前年の所得が確定していないため、前年度の2月期と同額を仮に納めます。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人⇒《口座振替》や《納付書》で納めます。

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※普通徴収の人で「納付書」により保険料を納めている人へ

普通徴収の人の保険料納付は、口座振替が便利です。「預金通帳」と「印かん（通帳の届出印）」を持って、市役所または取扱金融機関の窓口で、「口座振替依頼書」に必要事項を記入してお申し込みください。手続きをすると、預金口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがなく、たいへん便利です。

●介護保険料を滞納すると…

災害など特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

ふるさとごせ 応援寄附金

ありがとうございます。

〔平成27年10月分〕

○匿名（1件）

1万円

11月計1件

1万円

★平成27年度集計★

〔平成27年10月末現在〕

寄附件数

11件

寄附金額

23万5千円

市民の善意

ありがとうございました。（敬称略）

《市立図書館図書充実のために》

○御所市櫛羅197の4

浅田 晃代

新刊図書76冊

暮らしの 情報

▼選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会事務局

☎内線327

選挙人名簿の縦覧とは、選挙管理委員会が新しく名簿に選挙人を登録した時に、その内容に間違いがないかどうかを、選挙人に確認していた

だけの制度です。

平成27年12月1日現在で新たに選挙人名簿に登録された人（平成27年12月2日以前に生まれ、平成27年9月1日以前に住民基本台帳に登録された人）の選挙人名簿を12月3日～7日の5日間、8時30分から17時まで選挙管理委員会事務局（市役所本館2階）で縦覧することができます。

▼市指定ごみ袋 取扱店舗の追加

御所市クリーンセンター内

環境政策課 ☎66・1087

毎週2回の家庭ごみ収集時に使用していただく御所市指定ごみ袋を取り扱う店舗が、次のとおり追加となりましたのでお知らせします。

○ファミリーマート御所櫛羅店（株式会社MTN）（櫛羅711の1） ☎64・0766

○ディスカウントドラッグコスモス南花内店（株式会社コスモス薬品）（葛城市南花内99） ☎69・8009

▼老人福祉センター臨時休館

老人福祉センター ☎62・2441

浄化槽改修工事のため、左記の間、臨時休館します。

◆期間 12月7日（月）～27日（日）

※12月28日（月）～平成28年1月4日（月）

は年末年始の休館となり、1月5日（火）から平常どおり開館します。

▼在宅介護支援センター 無料健康教室

年末の忙しさを少し忘れ、おいしいお茶とお菓子で、楽しいひとときをすごしませんか。

◆日時 12月12日（土） 10時30分～

◆場所 池之内区自治会館

◆テーマ 「懐かしいお話を聞かせてください パート9」一服のお茶と御所の昔話

◆内容 御所に伝わる昔話（みなさんの思い出話もお聞かせください）

◆講師 池之内区女性部茶道同好会 御所おはなしの会

◆申し込み 不要（当日直接会場へ）

◆問い合わせ先 高齢対策課 ☎内線453・456

鴻池荘在宅介護支援センター

☎62・0567

▼ごせ駅前ふれあいセンター

☆にこにこひろば（クリスマス飾り）

◆日程 12月1日（火） 10時～11時

☆リフォームコーナー（小物づくり）

◆日程 12月6日（日） 10時～11時

☆体そうきょうしつ《バスターホル持参》

◆日程 12月14日（月） 10時～11時

●GOSAY（ごせ）ラグビーマルシェの日のイベント（太鼓で遊ぼう。バルーンアートプレゼント）

◆日程 12月13日（日） 10時～11時

◆場所 ごせ駅前ふれあいセンター

◆申込方法 各開催日の前日までに、氏名と人数をファックスまたは電話で左記へ。※当日参加も可能。

◆申し込み・問い合わせ先 仲林 参代 ☎62・3666

☎080・8535・9687

有効期限間近！お急ぎください！！ ゴセンちゃん「プレミアム商品券」 ・「お米・農産物券」

「ゴセンちゃん プレミアム商品券」・「ゴセンちゃん お米・農産物券」の有効期間終了が迫っています。みなさんのお手元に商品券やお米・農産物券は残っていませんか？

下記の有効期間終了後は、使用できなくなります。お早めにご使用ください！

●プレミアム商品券

12月31日（木）まで。

●お米・農産物券

12月15日（火）まで。

※未使用分の換金・払い戻し等もできませんので、ご注意ください。

◆問い合わせ先
プレミアム商品券…

商工観光課 商工・企業係 ☎内線642
お米・農産物券…

企画政策課 企画係 ☎内線323

▼空き家セミナー＆相談会

増え続ける空き家の抑制・再生のため、県内に空き家を所有する人を対象に相談会等を実施しています。

◆開催日 12月12日(土)

◆場所 奈良市保健所・教育センター内3階 大会議室(奈良市三条本町13の1)

◆開催内容・時間

《セミナー》13時～14時

《相談会》14時15分～16時15分

◆申し込み セミナーは申込不要。相談会希望者は、電話で左記へ。

◆その他 相談希望で、当日参加できない人は、お問い合わせください。常設の相談も実施しています。

◆主催 奈良市、空き家コンシェルジュ

◆後援 奈良県 ◆費用 無料

◆申し込み・問い合わせ先

特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ 檀原相談窓口(檀原市小房町9の32)

※(月)～(土)の9時～17時(祝日を除く)

☎0744・35・6211

✉ akiyacncierge@zeus.eonet.ne.jp

🌐 <http://www.akiyacncierge.com/>



▼葛城税務署確定申告会場

確定申告会場の開設は、平成28年2月8日(月)からの予定です。それまでの期間は、通常窓口等での対応となり、対応職員も少ないため、混雑状況により長時間お待ちいただく場合があります。受付を早めに終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、自宅からパソコンでインターネットを利用し、国税庁ホームページから確定申告書を作成・印刷して、郵送等で提出することもできます。

●国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」

🌐 <https://www.nta.go.jp/>

◆問い合わせ先

葛城税務署 ☎22・2721

▼無料市民法律講座

◆開催日とテーマ

平成28年

○1月9日(土) 「近隣トラブル」

○2月13日(土) 「成年後見」

○3月12日(土) 「建築に関する紛争」

◆時間 13時～15時

◆場所 奈良弁護士会館(近鉄奈良駅より徒歩3分)(奈良市中筋町)

◆申込方法 希望講座、郵便番号、住所、氏名、電話番号を書いて、はがきまたはファックスで左記へ。

◆申し込み・問い合わせ先

〒630-8237 奈良市中筋町22の1

奈良弁護士会

☎0742・23・8319

✉0742・22・2035

教育講演会・ 学校規模適性化説明会

教育委員会事務局学校教育課
☎内線694

“尾木ママ”の愛称でおなじみの尾木直樹先生の「教育講演会」、教育委員会の学校規模適性化説明会を開催します。

申込方法等詳しくは、「広報御所」平成28年1月号に掲載します。

◆日時 平成28年2月28日(日)

◆場所 御所市文化ホール
(アザレアホール内)

◆内容 (第1部) 尾木ママの教育講演会
(第2部) 学校規模適性化説明会

尾木直樹先生(尾木ママ)

教育評論家。法政大学教職課程センター長・教授。臨床教育研究所「虹」所長。フジテレビ「ホンマでっか!? TV」やEテレ「ウワサの保護者会」をはじめ多数の番組に出演。



▼ならじョブカフェ
「就活セミナー」

◆対象 就職活動中の学生及びおおむね35歳までの求職者（40歳代前半までの不安定就労者を含む）

◆開催日

平成28年

①1月13日(水) 「就活に欠かせない、自己分析」

②1月21日(木) 「仕事の探し方、業界や職種についても考えよう」

③1月27日(水) 「実践に役立つ！面接トレーニング」

◆時間 13時30分～16時30分

◆場所

①高田しごとセンター「奈良県産業会館内」（大和高田市幸町2の33）

②③ならじョブカフェ「エルトピア奈良内」（奈良市西木辻町93の6）

◆定員 各回先着10人程度

◆申込方法 12月17日(木)以降、各回の前日までに、電話かファックスで、参加希望日（セミナー名）、住所（市町村名）、氏名、電話番号、年齢、性別を左記へ。

◆申し込み・問い合わせ先
ならじョブカフェ

☎0742・23・5730

✉0742・23・5757

🌐http://www.pref.nara.jp/

item/63392.htm

▼公共職業訓練生募集
(平成28年3月開講)

☆就職率84・7%（平成26年度実績）

◆訓練科名（定員各16人）

①機械CAD科

②住宅リフォーム技術科

③電気設備技術科（企業実習付）

◆訓練期間 平成28年3月～8月（③は9月まで）

◆訓練対象 仕事を探している人

◆訓練場所 ポリテクセンター奈良（橿原市城殿町433）

◆受講料 無料（教科書代等は実費）

◆その他 駐車場（無料）あります。

◆募集期間

平成28年1月4日(月)～2月1日(月)

◆応募・問い合わせ先

ポリテクセンター奈良

☎0744・22・5226

▼職業訓練制度

就職に必要な技能・知識を身につける職業訓練の制度を利用して就職につなげませんか。

◆対象 ハローワークへの求職者で、キャリアコンサルティングを受け、就職のためのスキルアップが必要で、積極的に就職活動をしている人

◆問い合わせ先

ハローワーク（公共職業安定所）

大和高田 職業相談第2部門

☎52・5801（42#）

近鉄御所駅マルシェ

電車の中が御所の特産品や野菜等のマルシェ（市場）に变身。当日はゴセンちゃんのヘッドマーク付き電車が御所線を走ります！



12/5
(土)



新鮮な野菜やスイーツなど、御所の美味しいものが勢揃い♪ゴセンちゃんに会えるかも!?

入場無料

■時間 10時～15時

■場所 近鉄御所駅2番線ホームと留置電車内

■問い合わせ先 企画政策課 ☎内線323

◆ 有料広告掲載の問い合わせ先 ◆
株式会社ホープ ☎092-716-1401

年末年始市役所

休業のお知らせ

年末は28日(月)まで、年始は平成28年1月4日(月)から、業務を行います(29日(火)～平成28年1月3日(日)は休業)。

なお、このページ等に記載のほか、一部の施設・業務等は休業日等が異なる場合がありますので、あらかじめお問い合わせのうえご確認ください。

コミュニティバス「ひまわり号」

管財課 ☎内線234

コミュニティバス「ひまわり号」は、年末年始の期間も休まず運行します。

※突発的な車両故障などのほか、特に冬季は、積雪、路面凍結などにより運行ダイヤが乱れたり、運休したりする場合があります。あらかじめご了承ください。

◆料金 1人1回100円

(小学生以下は無料)

※乗車時に料金箱に入れてください。

※必ず小銭でご用意ください。

JR御所駅窓口での乗車券類の発売

企画政策課 ☎内線323

市役所では、JR御所駅に係員を配置し、乗車券類の発売を行っています。年末年始の期間中も休まず通常どおり業務を行います。

◆取扱時間 7時～20時

市立図書館

23ページをご覧ください。

休日応急診療所

37ページをご覧ください。

犬の捕獲と犬・猫の引取

奈良県中和保健所生活衛生課

☎0744・48・3033

◆年内の対応最終日

12月18日(金)

◆年始の対応開始日

平成28年1月5日(火)



年末年始のゴミ収集とクリーンセンターへの持ち込み

■問い合わせ先 御所市クリーンセンター内 環境業務課 ☎66-0836 (ゴミの収集に関すること)
環境業務課 ☎66-2539 (ゴミの搬入に関すること)

《家庭ゴミ収集コース》

12/23(水)祝	(収集はありません)
12/24(木)	月・木コース
12/25(金)	火・金コース
12/26(土)・27(日)	休業日
12/28(月)	月・木コース
12/29(火)	火・金コース
12/30(水)	月・木コース
12/31(木)～ 平成28年 1/3(日)	休業日
1/4(月)	火・金コース (※)
1/5(火)	月・木コース (※)
1/6(水)	火・金コース
1/7(木)から	(平常どおり)

※平成28年1月4日(月)・5日(火)については、通常よりも収集時刻が早まり、9時から収集を開始しますので、早めに収集場所にお出しいただくよう、ご協力をお願いします。

《クリーンセンターへの持ち込み時間》

12/23(水)祝	8時30分～正午
12/24(木)・25(金)	8時30分～正午
12/26(土)・27(日)	休業日
12/28(月)～30(水)	8時30分～正午、13時～15時
12/31(木)～ 平成28年 1/3(日)	休業日
1/4(月)から	(平常どおり) 8時30分～正午

★ゴミを持ち込むときのお願い

◇燃えるゴミと燃えないゴミは、分別して出してください。

◇生ゴミなど水分の多いゴミは、水切りを十分にしてから袋に入れてください。

◇長いものは短くしてください。(約60cm以下)

◇家具類はなるべく小さくし、金具・ガラスなどはできるだけ取り外してください。

※持ち込みゴミは重さによって処理手数料がかかりますので、市指定ゴミ袋(有料)を使用する必要はありません。

【処理手数料(家庭ゴミの場合)】10kgにつき100円

★市で処理できないゴミ

◇爆発性のあるもの ◇危険性のあるもの ◇処理が困難なもの

★多量のゴミを持ち込む場合は、事前にクリーンセンターへお問い合わせください。

お知らせ

年末年始休日応急診療所

- ◆開設日 《年末年始》12月29日(火)～平成28年1月3日(日)
 ◆時 間 9時30分～11時30分・13時～15時30分
 ◆場 所 いきいきライフセンター内（御所市774-1 [豊年橋通り]） ☎65-1416

▼診療内容 ○内科

○小児科（担当医の専門性や患者の状態により診察できない場合があります。受診前にお電話でお問い合わせください。）

▼持ち物【お持ちの人は必ずご持参ください】

- (1)健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、高齢受給者証
 (2)福祉医療の医療費受給資格証（「子ども」・「心身障害者」・「ひとり親家庭等」など）

---《利用するときの注意点》---

◎休日に生じた急病人の応急治療を目的としています。重症患者の治療は設備の都合上できません。

◎往診はできません。

◎受付終了間際には混雑する場合があります。できるだけ早い時間に受診してください。



御所市医師会のご協力により、休日応急診療所で応急治療を行います。



「Go-Say (御所) ラグビーマルシェ」を平成28年3月まで毎月第2日曜日に開催します。
 ご家族・友人おそろいでお越しください！

★日時 12月13日(日) 10時～13時

★場所 近鉄御所駅～新地商店街周辺

☆県内・市内産の農産物や加工品、手作り雑貨などの販売

☆飲食物のブース

☆御所のご当地めし"クッキングデモ"……12月はおせちのお話と「柿なます」づくり（事前申込制）

☆宝探しチャレンジに参加するとGo-Sayラグビーマルシェ限定「ゴセンちゃんぬいぐるみ」をプレゼント！（先着100人）

■問い合わせ先(イベント)

共栄印刷株式会社【御所マルシェ運営事務局】☎0744-45-3112

ホームページ 🌐 <http://gosay-rugby-marche.com>

御所市コミュニティバス

「ひまわり号」に乗って、
ラグビーマルシェに行こう！

「Go-Sayラグビーマルシェ」開催日に、コミュニティバス「ひまわり号」（1便・2便）に乗ってマルシェにご来場される人（近鉄御所駅または御所市役所で降車）に、マルシェで買い物できる200円分の金券引換券（当日のみ有効）をバス車内（降車時）でプレゼント！

（東・西コース

先着各50人）

※1人につき1枚。小学生以下の無料乗車対象者を除く。



■問い合わせ先（金券引換券）

御所市役所 企画政策課 企画係 ☎内線323



平成27年度 御所市功労者・選奨者表彰

みなさん！ 受賞おめでとうございます！

11月6日(金)、アザレアホールにおいて表彰式が挙行され、市の発展に尽くされた功労者1人、選奨者9人のみなさんのご功績をたたえ、東川市長から表彰状と記念品が授与されました。



《後列》左から 吉川 公彦さん、吉村 忠純さん、池田 寛さん、池田 敏樹さん
《前列》左から 西村 克子さん、山本 慶子さん、東川 裕 市長、丸山 和豪 市議会議員、
上田 貞夫さん、樺田 弘次さん

功労者表彰受賞者

(敬称略)

表彰事項	氏 名	住 所
教育の振興	上 田 貞 夫	田原本町

選奨者表彰受賞者

(敬称略)

表彰事項	氏 名	住 所
地方自治の進展	田 中 昭 夫	室
	樺 田 弘 次	西寺田
	池 田 敏 樹	柏 原

選奨者表彰受賞者

(敬称略)

表彰事項	氏 名	住 所
農業の振興	吉 村 忠 純	北 窪
民生の安定	山 本 慶 子	神宮町
	西 村 克 子	小 林
保健衛生に貢献	米 田 攝 郎	豊年橋通り
自治消防に貢献	池 田 寛	室
	吉 川 公 彦	室

秘書課 秘書係 ☎62-3001 (内線206)

▶長年にわたり、御所市のためにご尽力くださいましたみなさま、本当にありがとうございました。